

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社

AH204-281 2025.10
Ref.369224 0225 1M (D)

2025.10改

普通傷害保険・ 個人賠償責任保険

普通保険約款・特約集



アメリカンホーム保険
Member of AIG

☆傷害保険

(1) 傷害保険普通保険約款 5

章 名	頁
第1章 用語の定義条項	5
第2章 補償条項	6
第3章 基本条項	9

(2) 特約 19

この契約に適用される特約は、下記に掲げたもののうち保険証券の「適用特約」欄に記載されたものが適用されます。なお、一部の特約においては保険証券上で略称表示をしている場合がございます。

番号	特約名	頁
1	【略称】後遺障害支払い条件変更特約	19
	後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約 (後遺障害保険金支払区分表型)	
2	【略称】手術支払い条件変更特約	20
	手術保険金の支払条件変更に関する特約	
3	地震・噴火・津波危険補償特約	23
4	【略称】入院支払延長730日特約	23
	入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約 (730日用)	
5	【略称】入院支払延長365日特約	24
	入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約 (365日用)	
6	【略称】保険金支払い条件変更特約	24
	入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約 (エクセス用)	
7	【略称】入院・手術・通院のみ特約	24
	入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約	
8	【略称】入院・手術のみ特約	24
	入院保険金および手術保険金のみの支払特約	
9	【略称】死亡・後遺障害のみ支払特約	24
	死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	
10	【略称】死亡・後遺・入院・手術のみ特約	24
	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	
11	【略称】死亡・入院・手術・通院のみ特約	24
	死亡保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約	

番号	特約名	頁
	【略称】後遺・入院・手術のみ特約	
12	後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	25
	【略称】後遺・入院・手術・通院のみ特約	
13	後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約	25
	【略称】死亡・後遺・通院のみ特約	
14	死亡保険金、後遺障害保険金および通院保険金のみの支払特約	25
15	【略称】後遺障害追加支払特約 後遺障害保険金の追加支払に関する特約	25
16	救援者費用等補償特約	25
17	就業中のみの危険補償特約	29
	【略称】法人契約保険金受取人指定特約	
18	法人契約の保険金受取人指定に関する特約	29
19	保険料分割払特約（一般団体）	29
20	保険料分割払特約（一般）	30
	【略称】自動継続特約	
21	自動継続特約（分割払契約用）	31
22	訴訟の提起に関する特約	31
	【略称】特定感染症支払特約・含葬祭費用	
23	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約	32
24	臨時費用補償特約	37
25	休日補償特約	37
26	個人賠償責任補償特約	38
	【略称】国外の個人賠償対象外特約	
27	国外の個人賠償責任補償対象外特約	46
	【略称】海外入院倍額支払特約	
28	海外事故の入院保険金および手術保険金倍額支払特約	46
	【略称】航空機搭乗中倍額	
29	航空機搭乗中事故の倍額支払特約	46
	【略称】後遺障害保険金追加支払特約	
30	後遺障害保険金の追加支払に関する特約（支払区分100%のみ）	47
31	保険料クレジットカード払特約	47
32	保険料預金口座振替特約	48
33	傷害医療費用補償特約	48
	【略称】公共交通乗用具搭乗時等増額特約	
34	公共交通乗用具搭乗時等における増額支払特約	52

番号	特約名	頁
35	長期保険特約	54
36	共同保険に関する特約	57
37	【略称】通信販売特約 通信販売に関する特約	57
38	疾病入院保険金支払特約	59
39	【略称】疾病手術保険金支払特約 疾病手術保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）	64
40	【略称】疾病通院保険金支払特約 疾病通院保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）	68
41	【略称】特定疾病補償対象外特約 特定疾病補償対象外特約（疾病入院保険金支払特約用）	70
42	【略称】カード・個人情報被害補償特約 支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約	70
43	【略称】支払限度額・免責金額変更特約 支払限度額・免責金額変更特約 （支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約用）	78
44	【略称】弁護士費用等補償対象外特約 弁護士費用等保険金補償対象外特約 （支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約用）	79
45	【略称】カード不正使用補償対象外特約 支払用カード不正使用等保険金補償対象外特約 （支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約用）	79
46	【略称】途中ねらい被害補償対象外特約 途中ねらい被害保険金補償対象外特約 （支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約用）	79
47	【略称】継続時の補償範囲に関する特約 継続時の補償範囲に関する特約 （支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約用）	79
48	【略称】自動車運転中の傷害危険補償特約 自動車運転中の傷害危険補償特約 （運転者記名・車不特定方式用）	79
49	死亡保険金のみの支払特約	79
50	【略称】死亡・入院・手術のみ特約 死亡保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	80
51	ホームヘルパー費用補償特約	80

☆個人賠償責任保険・golfer賠償責任保険

(1) 賠償責任保険普通保険約款 84

章 名	頁
第1章 用語の定義条項	84
第2章 補償条項	84
第3章 基本条項	85

(2) 個人特別約款 90

(3) ゴルフ特別約款 91

(4) 特約 92

この契約に適用される特約は、下記に掲げたもののうち保険証券の「適用特約」欄に記載されたものが適用されます。なお、一部の特約においては保険証券上で略称表示をしている場合がございます。

番号	特約名	頁
1	【略称】個人賠償国外補償特約	92
	個人国外危険補償特約 <small>保険証券の「適用特約」欄に“個人賠償国内補償”と表示される場合、または、“国外補償なし”に○印が付される場合は、当該特約が適用されないことを意味します。</small>	
2	【略称】自動継続特約	92
	保険契約の継続に関する特約	
3	【略称】保険料分割払特約（一般）	93
	保険料分割払特約（一般用）	
4	保険料支払に関する特約	94
5	ゴルフ用品補償特約	94
6	【略称】ホールインワン費用補償特約	95
	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	
7	【略称】通信販売に関する特約（賠償用）	97
	通信販売に関する特約	

(1) 傷害保険普通保険約款

(1)

第1章 用語の定義条項

第1章

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3) (注1) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2) 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。 (注3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りします。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

用語	定義
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2章

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

- 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故(注)によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。
(注)以下「事故」といいます。
- (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
(注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物(注4)等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - 被保険者に対する刑の執行
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注5)
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質(注6)もしくは核燃料物質(注6)によって汚染された物(注7)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物をいいます。
- (注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注6) 使用済燃料を含みます。
- (注7) 原子核分裂生成物を含みます。

- 当会社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合で

あっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払いません。
 - イ. 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用車を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条 (死亡保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額 (注) を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

- (2) 第33条 (死亡保険金受取人の変更) (1) または (2) の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第33条 (死亡保険金受取人の変更) (8) の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条 (後遺障害保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額 × 別表2に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合 = 後遺障害保険金の額

(2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

- ① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合 - 既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合 = 適用する割合

第7条 (入院保険金および手術保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

入院保険金日額 × 入院した日数 (注) = 入院保険金の額

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律 (平成9年法律第104号) 第6条 (臓器の摘出) の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」

との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含まず。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (4) 当社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限り

① 入院中(注2)に受けた手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 10 = \text{手術保険金の額}$$

② ①以外の手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 5 = \text{手術保険金の額}$$

(注1) 1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式により算出。

(注2) 第2条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第8条(通院保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数(注)} = \text{通院保険金の額}$$

(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) (1)の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等(注1)を常時装着したときには、その装着日数を含まず。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること(注2)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等(注1)装着により固定していることが確認できる場合に限り。

① 長管骨(注3)または脊柱

② 長管骨(注3)に接続する3大関節部分(注4)

③ 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限り。

④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限り。

(注1) ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限り)。およびハローベストをいいます。

(注2) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限り。

(注3) 上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

(注4) 上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。

- (3) 当社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条(当会社の責任限度額)

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第10条(死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害によって死亡したものと推定します。

第11条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。
（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第13条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
- ③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。
- (3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率（注1）が変更前料率（注2）よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注3）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注1）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
（注1）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
（注3）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (4) (3)の規定は、当会社が、(3)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないうで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（注）があった時から5年を経過した場合には適用しません。
（注）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (5) (3)の規定は、職業または職務の変更の事実（注）に基づかずに発生した傷害については適用しません。
（注）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (6) (3)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注1）が生じ、この保険契約の引受範囲（注2）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注1）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
（注2）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (7) (6)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注）が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
（注）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

第15条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第16条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定

める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかったとき。

(注)被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第17条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第18条 (保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第19条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第20条 (重大事由による解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除が傷害(注1)の発生した後になされた場合であっても、第22条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害(注1)に対しては、当社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注2) (2) ② の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第21条 (被保険者による保険契約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 前条(1)④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当社は、遅滞な

く、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第22条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第23条 (保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)

(1) 第13条 (告知義務) (1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 職業または職務の変更の事実 (注1) がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率 (注2) と変更後料率 (注3) との差に基づき、職業または職務の変更の事実 (注1) が生じた時以降の期間 (注4) に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注1) 第14条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、第14条 (1) または (2) の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当社は、保険契約者が (1) または (2) の規定による追加保険料の支払を怠った場合 (注) は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(4) (1) の規定による追加保険料を請求する場合において、(3) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (2) の規定による追加保険料を請求する場合において、(3) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実 (注1) があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率 (注2) の変更後料率 (注3) に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 第14条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(6) (1) および (2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第24条 (保険料の返還—無効または失効の場合)

(1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第16条 (保険契約の無効) ①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条 (死亡保険金の支払) (1) の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第25条 (保険料の返還—取消しの場合)

第18条 (保険契約の取消し) の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第26条 (保険料の返還—解除の場合)

(1) 第13条 (告知義務) (2)、第14条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (6)、第20条 (重大事由による解除) (1) または第23条 (保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (3) の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第19条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 第20条 (重大事由による解除) (2) の規定により、当社がこの保険契約 (注) を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) 第21条 (被保険者による保険契約の解除請求) (2) の規定により、保険契約者がこの保険契約 (注) を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(5) 第21条 (被保険者による保険契約の解除請求) (3) の規定により、被保険者がこの保険契約 (注) を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第27条 (事故の通知)

(1) 被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った場合は、保険契約者、

被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条 (保険金の請求)

(1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 入院保険金については、被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ④ 手術保険金については、被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
- ⑤ 通院保険金については、被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表4に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条 (保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日を行います。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終るべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地における(1)①から④までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4)(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第30条 (当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当社は、第27条(事故の通知)の規定による通知または第28条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2)(1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第31条 (時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第32条 (代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第33条 (死亡保険金受取人の変更)

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3)(2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。

(4)(3)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(6)(5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

(7)(2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

(9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第34条 (保険契約者の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2)(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第35条 (保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。

(2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第36条 (契約内容の登録)

(1) 当社は、この保険契約締結の際、次の事項を協会(注)に登録します。

- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- ③ 死亡保険金受取人の氏名
- ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
- ⑤ 保険期間

- ⑥ 当会社名
- ⑦ 被保険者同意の有無

(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、重複保険契約の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会(注)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にする以外に用いないものとします。
- (4) 協会(注)および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会(注)に照会することができます。
(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第37条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第38条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第39条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条(保険金を支払わない場合-その2)①の運動等

山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

別表2 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したのもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したのもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したのもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したのもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%

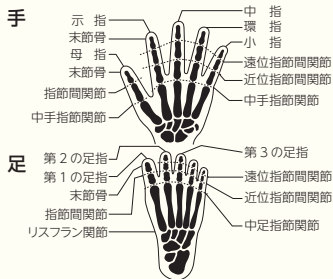
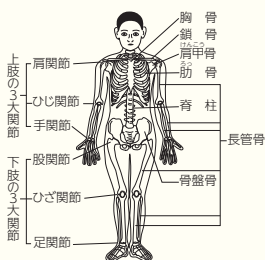
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咄しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咄しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄 <small>まき</small> または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴 <small>てつ</small> を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴 <small>てつ</small> を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したものの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表3 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表4 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死亡	後遺害	入院	手術	通院
1. 保険金請求書		○	○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書		○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書		○				
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書			○	○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○		○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書		○				
9. 被保険者の印鑑証明書			○	○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本		○				
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）		○				
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）		○	○	○	○	○
13. その他当社が第29条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの		○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(2) 特約

(2)

1. 後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約 (後遺障害保険金支払区分表型)

1

当会社は、この特約により、普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

[第6条（後遺障害保険金の支払）]

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{特約（後遺障害保険金支払区分表型）} = \text{後遺障害保険金の額別表1に掲げる割合}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表1に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当会社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、同表に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、同表の1. (3)、(4)、2. (3)、4. (4) および5. (2) に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

(4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表1の7. から9. までに掲げる上肢（注1）または下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。

（注1）腕および手をいいます。

（注2）脚および足をいいます。

(5) 既に身体に障害の存在していた被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する同特約別表1に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既に存在していた身体の障害がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

$$\text{加重された後の後遺障害の状態に対応する割合} - \text{既に存在していた身体の障害に対応する割合} = \text{適用する割合}$$

別表1 後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害

- | | |
|---|------|
| (1) 両眼が失明した場合 | 100% |
| (2) 1眼が失明した場合 | 60% |
| (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合 | 5% |
| (4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となった場合 | 5% |

2. 耳の障害

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 両耳の聴力を全く失った場合 | 80% |
| (2) 1耳の聴力を全く失った場合 | 30% |
| (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合 | 5% |

3. 鼻の障害

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合 | 20% |
|---------------------|-----|

4. 咀嚼、言語の障害

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 咀嚼または言語の機能を全く廃した場合 | 100% |
| (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合 | 35% |
| (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残す場合 | 15% |
| (4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合 | 5% |

5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状

- | | |
|---|-----|
| (1) 外貌に著しい醜状を残す場合 | 15% |
| (2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癬痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残す場合 | 3% |

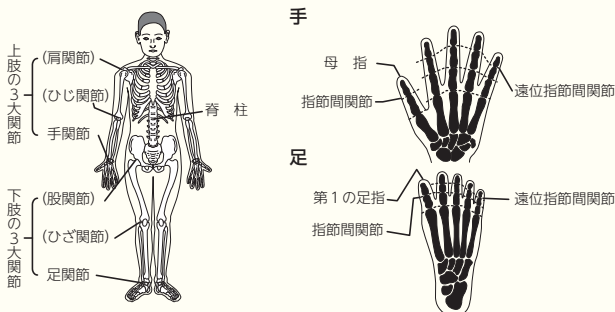
6. 脊柱の障害

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合 | 40% |
| (2) 脊柱に運動障害を残す場合 | 30% |
| (3) 脊柱に変形を残す場合 | 15% |

7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害

- (1) 1腕または1脚を失った場合…………… 60%
- (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く
廃した場合…………… 50%
- (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合…………… 35%
- (4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合…………… 5%
8. 手指の障害
- (1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合…………… 20%
- (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合…………… 15%
- (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合…………… 8%
- (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合…………… 5%
9. 足指の障害
- (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合…………… 10%
- (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合…………… 8%
- (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合…………… 5%
- (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合…………… 3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合…………… 100%
- 注1 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をい
ます。

注2 関節等の説明図



別表2 加重された後の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
 2. 両耳の聴力を全く失った場合
 3. 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
 4. 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
 5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
- 注1 3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」については別表1・注2の図に示すところによります。
- 注2 3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

2. 手術保険金の支払条件変更に関する特約

2 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。

第2条（手術保険金の支払条件の変更）

当会社は、この特約により、普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（4）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「（4）当会社は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として手術保険金の支払条件変更に関する特約別表に掲げる手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

$$\text{入院保険金日額} \times \frac{\text{手術の種類に応じた手術保険金の支払条件変更に関する特約別表に掲げる倍率（注）}}{\text{手術の種類に応じた手術保険金の支払条件変更に関する特約別表に掲げる倍率（注）}} = \text{手術保険金の額}$$

（注）1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

第3条（手術保険金の請求権発生時期）

当会社は、この特約により、普通保険約款第28条（保険金の請求）（1）③の規定中「入院保険金」とあるのは「入院保険金および手術保険金」と読み替えて適用し、

同条（１）④の規定は適用しません。

第４条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款別表４の保険金種類の規定中「入院」とあるのは「入院・手術」と読み替えて適用し、「手術」とある部分は適用しません。

第５条（入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約が付帯されている場合の取扱い）

当会社は、この特約が付帯された保険契約に入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約（フランチャイズ用）または入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約（エクセス用）が付帯されている場合においては、これらいずれかの特約の規定により入院保険金が支払われるときに限り、手術保険金を支払います。

別表 対象となる手術

対 象 と な る 手 術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） （１）植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm ² 未満は除く。）	20
（２）瘻痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術（筋炎手術および抜釘術を除く。） （１）筋、腱、腱鞘の観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、靭帯の手術（抜釘術を除く。） （１）四肢関節観血手術、靭帯観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
（２）人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（抜釘術を除く。） （１）四肢骨観血手術	10
（２）骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	20
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（抜釘術を除く。） （１）四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
（２）切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
6. 指移植の手術 （１）指移植手術	40
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（抜釘術を除く。）	10
8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く。） （１）脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）	20
9. 頭蓋、脳の手術（抜釘術を除く。） （１）頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く。）	20
（２）頭蓋内観血手術（穿頭術を含む。）	40
10. 脊髄、神経の手術 （１）手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術）	20
（２）脊髄硬膜内外観血手術	40
11. 涙嚢、涙管の手術 （１）涙嚢摘出術	10
（２）涙嚢鼻腔吻合術	10
（３）涙小管形成術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（抜釘術を除く。） （１）眼瞼下垂症手術	10
（２）結膜嚢形成術	10
（３）眼窩ブローアウト（吹抜け）骨折手術	20
（４）眼窩骨折観血手術	20
（５）眼窩内異物除去術	10

対象となる手術	倍率
13. 眼球・眼筋の手術 (1) 眼球内異物摘出術	20
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
(3) 眼球摘出術	40
(4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術	40
(5) 眼筋移植術	20
14. 角膜・強膜の手術 (1) 角膜移植術	20
(2) 強角膜 ^{ろう} 瘻孔閉鎖術	10
(3) 強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術 (1) 観血的前房・虹彩異物除去術	10
(2) 虹彩 ^{こう} 癒着剥離術、瞳孔形成術	10
(3) 虹彩 ^{こう} 離断術	10
(4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩 ^{こう} 切除術は13.（2）に該当する。）	20
16. 網膜の手術 (1) 網膜復位術（網膜剥離症手術）	20
(2) 網膜光凝固術	20
(3) 網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子 ^{しょうし} 体の手術 (1) 白内障・水晶体観血手術	20
(2) 硝子 ^{しょうし} 体観血手術（莖頭 ^{せいとう} 顕鏡下によるものを含む。）	20
(3) 硝子 ^{しょうし} 体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術 (1) 耳後瘻孔 ^{ろう} 閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
(2) 観血の鼓膜・鼓室形成術	20
(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(4) 中耳根本手術	20
(5) 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔 ^{くう} の手術（抜釘 ^{ばつてい} 術を除く。） (1) 鼻骨観血手術	10
(2) 副鼻腔 ^{くう} 観血手術	20
20. 咽頭 ^{へんとう} 、扁桃、喉頭、気管の手術 (1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術 (1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節 ^{あご} の手術（抜釘 ^{ばつてい} 術を除く。） (1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節 ^{あご} 観血手術（顎関節 ^{あご} 鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術 (1) 胸郭形成術	20
(2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔 ^{くう} 鏡下によるものを含み、胸壁 ^{むす} 膿瘍 ^{のう} 切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部 ^{けいぶ} 手術によるものを含む。）、横隔膜手術	40
(3) 胸腔 ^{くう} ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
24. 心、脈管の手術 (1) 観血の血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	20

対象となる手術	倍率
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。）	40
(2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱靱帯手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(2) 尿道狭窄靱帯手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	20
(3) 尿瘻靱帯手術（経尿道的操作は除く。）	20
(4) 陰茎切断術	40
(5) 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経膈操作を除く。）	20
(7) 腔腸瘻閉鎖術	20
(8) 造瘻術	20
(9) 瘻壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	40
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。）	10

3. 地震・噴火・津波危険補償特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）(1) ⑩および⑫の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

4. 入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約（730日用）

第1条（入院保険金および手術保険金支払対象の延長）

- (1) 当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その傷害が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)に規定する入院保険金の支払事由に該当することとなった場合には、入院保険金を支払います。
- (2) 普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)の規定にかかわらず、当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて730日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。
- (3) (1)の入院保険金が支払われる場合において、当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて730日以内に普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)に規定する手術を受けたときは、同条（4）の規定にかかわらず、手術保険金を支払います。

第2条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第28条（保険金の請求）（1）③の規定中「180日」とあるのは「730日」と読み替えて適用します。

5. 入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約（365日用）

第1条（入院保険金および手術保険金支払対象の延長）

- （1）当社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その傷害が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）に規定する入院保険金の支払事由に該当することとなった場合には、入院保険金を支払います。
- （2）普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）の規定にかかわらず、当社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。
- （3）（1）の入院保険金が支払われる場合において、当社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて365日以内に普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（4）に規定する手術を受けたときは、同条（4）の規定にかかわらず、手術保険金を支払います。

第2条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第28条（保険金の請求）（1）③の規定中「180日」とあるのは「365日」と読み替えて適用します。

6. 入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約（アクセス用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
通院保険金支払事由	普通保険約款第8条（通院保険金の支払）（1）または（2）に規定する通院保険金の支払事由をいいます。
入院保険金支払事由	普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）に規定する入院保険金の支払事由をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、この特約により、被保険者が入院保険金支払事由または通院保険金支払事由に該当した場合においても、事故の発生の日から起算して保険証券記載の日数を経過するまでの期間に対しては、入院保険金または通院保険金を支払いません。
- （2）当社は、被保険者が普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（4）に規定する手術を受けた場合においても、被保険者が事故の発生の日から起算して保険証券記載の日数経過後に入院保険金支払事由または通院保険金支払事由に該当するときに限り、手術保険金を支払います。

7. 入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみを支払うものとします。

8. 入院保険金および手術保険金のみの支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

9. 死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

10. 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

11. 死亡保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみを支払うものとします。

12. 後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のための支払特約

12

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

13. 後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のための支払特約

13

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみを支払うものとします。

14. 死亡保険金、後遺障害保険金および通院保険金のための支払特約

14

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、後遺障害保険金および通院保険金のみを支払うものとします。

15. 後遺障害保険金の追加支払に関する特約

15

当会社は、普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、当社が支払った後遺障害保険金の額と同じ額を追加して被保険者に支払います。

16. 救援者費用等補償特約

16

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
救援者	被保険者の捜索（注1）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（注2）をいいます。 （注1） 捜索、救助または移送をいいます。 （注2） これらの者の代理人を含みます
現地	事故発生地、被保険者の収容地をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限り、
保険金	救援者費用等保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金としてその費用の負担者に支払います。

- ① 保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または被保険者の緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- ② 保険期間中に被保険者の居住するための住宅（注1）外において被った普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院した場合
- ③ 責任期間中に疾病（注2）を直接の原因として死亡した場合または責任期間中に発病した疾病（注2）を直接の原因として次に掲げる状態になった場合
ア. 責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限り、
イ. 継続して14日以上入院した場合。ただし、責任期間中に治療を開始した疾病（注2）による入院に限り、
（注1） 敷地を含みます。
（注2） 妊娠、出産、早産および流産を含みません。

(2) (1) における発病とは、被保険者以外の医師の診断による発病をいいます。

第3条（費用の範囲）

前条の費用とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 捜索救助費用

前条(1)①から③までに該当した被保険者を捜索(注1)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。ただし、被保険者が山岳登山(注2)の行程中に遭難したことによって支払った費用は除きます。

② 交通費

被保険者の捜索(注1)、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救護者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救護者2名分を限度とします。ただし、前条(1)①の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救護者にかかる費用は除きます。

③ 宿泊料

現地および現地までの行程における救護者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救護者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、前条(1)①の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救護者にかかる費用は除きます。

④ 移送費用

死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を保険証券記載の被保険者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費(注3)をいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から除きます。

⑤ 諸雑費

救護者の渡航手続費(注4)および救護者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等をいい、20万円を限度とします。ただし、これらの費用が、被保険者が日本国内において前条(1)①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生したときは、3万円を限度とします。

(注1) 捜索、救助または移送をいいます。

(注2) 交通乗用具による登山を除きます。

(注3) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

(注4) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第4条(保険金の支払額)

当社は、前条の費用のうち、社会通念上妥当な部分についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

第5条(支払保険金の限度)

当社がこの保険契約に基づいて支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度(注)ごとに保険金額をもって限度とします。

(注) 初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日应当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以降同様とします。

第6条(事故の通知)

(1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から③までのいずれかに該当した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、同条(1)①から③までの事由が生じた日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

① 第2条(1)①の場合は、事故発生状況

② 同条(1)②の場合は、事故発生状況および傷害の程度

③ 同条(1)③の場合は、疾病(注)の発病状況および経過

(注) 妊娠、出産、早産および流産を含みません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明につき知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条(保険金の請求)

(1) この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

① 当社の定める事故状況報告書

② 傷害により死亡または14日以上入院を要したことを証明する書類

③ 疾病(注)により死亡または14日以上入院を要したことを証明する書類

④ 保険金の支払を受けようとする第3条(費用の範囲)①から⑤までに掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類

⑤ 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書

⑥ その他当社が次条(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注) 妊娠、出産、早産および流産を含みません。

(3) (2)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容(注)の確認について、書

面をもって事実を告げなければなりません。

(注)既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みません。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、(2)の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。
- (6) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族(注)普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (7) (6)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (8) 当社は、事故の内容または損害もしくは疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)および(5)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (9) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(8)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(5)、(6)もしくは(8)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条(保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故発生または疾病の発病の原因、事故発生または疾病の発病の状況、費用発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額、事故または疾病の発病と費用との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(6)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日(注1)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(6)の規定による手続を完了した日をいいます。
(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第9条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条 (保険金を支払う場合) (1) の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条 (費用の範囲) の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第10条 (時効)

保険金請求権は、第7条 (保険金の請求) (1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条 (代位)

(1) 第2条 (保険金を支払う場合) (1) の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が費用の全額を保険金として支払った場合
保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する (1) もしくは (2) の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。
- (4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく (3) の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第1条 (用語の定義) の規定中「入院」および「保険金」の定義、第27条 (事故の通知)、第28条 (保険金の請求)、第31条 (時効) ならびに第32条 (代位) の規定は適用しません。

第13条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第3条 (保険金を支払わない場合—その1) (1) の規定中「次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。」とあるのは「次の①、②、③、④、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫および⑬の事由のいずれかによって救済者費用等補償特約第2条 (保険金を支払う場合) (1) ①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したときは、保険金を支払いません。」
- ② 第4条 (保険金を支払わない場合—その2) の規定中「被った傷害に対しては」とあるのは「救済者費用等補償特約第2条 (保険金を支払う場合) (1) ①から③までに掲げる場合に該当したときは」
- ③ 第12条 (保険責任の始期および終期) (3) の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「生じた事故による傷害または発病した疾病」
- ④ 第13条 (告知義務) (3) ③の規定中「第2条 (保険金を支払う場合) の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「救済者費用等補償特約第2条 (保険金を支払う場合) (1) ①から③までに掲げる事由が発生する前に」、同条 (4) の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「救済者費用等補償特約第2条 (保険金を支払う場合) (1) ①から③までに掲げる場合に該当した後」、同条 (5) の規定中「発生した傷害」とあるのは「救済者費用等補償特約第2条 (保険金を支払う場合) (1) ①から③までに掲げる事由に該当した場合」
- ⑤ 第20条 (重大事由による解除) (1) の規定中「傷害」とあるのは「救済者費用等補償特約第2条 (保険金を支払う場合) (1) ①から③までに掲げる事由のいずれか」
- ⑥ 第23条 (保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (5) および (7) の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「生じた事故による傷害または発病した疾病」

第14条 (重大事由による解除に関する特約)

当社は、普通保険約款第20条 (2) および (3) の規定を次のとおり読み替え、(4) の規定を追加してこの特約に適用します。

- 「(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約 (注) を解除することができます。
- ① 被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- (注) ①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その保険金を受け取るべき者に係る部分に限りです。
- (3) (1) または (2) の規定による解除が救済者費用等補償特約第2条 (保険金を支払う場合) (1) ①から③までに掲げる事由が発生した後になされた場合であっても、第22条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者等 (注) が (1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより (1) または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等 (注) が負担した費

用については適用しません。

(注) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。]

第15条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

17. 就業中のみの危険補償特約

17

当社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間 (注) に被った傷害に限り、保険金を支払います。

(注) 通勤途上を含みます。

18. 法人契約の保険金受取人指定に関する特約

18

(1) 当社は、この特約により、普通保険約款第6条 (後遺障害保険金の支払)、第7条 (入院保険金および手術保険金の支払)、第8条 (通院保険金の支払) および第33条 (死亡保険金受取人の変更) (9) の規定にかかわらず、普通保険約款およびこれに付帯する特約に基づいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金についても死亡保険金受取人に支払います。

(2) この特約が付帯された保険契約に他の特約が付帯されている場合は、当社は、同特約の規定にかかわらず、同特約に基づいて支払われる保険金についても (1) の死亡保険金受取人に支払います。

19. 保険料分割払特約 (一般団体)

19

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券 (注) 記載の保険料の払込期日をいいます。 (注) これに代わる書面を含みます。
分割保険料	保険証券 (注) 記載の分割保険料の金額をいいます。 (注) これに代わる書面を含みます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (保険料の分割払)

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を分割保険料および保険証券記載の回数に分割して払い込むことを承認します。

第3条 (分割保険料の払込み)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。ただし、当社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。

第4条 (分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当社は、保険契約者が前条の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、その分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (分割保険料不払の場合の免責)

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条 (追加保険料の払込み)

(1) 当社が第9条 (保険料の返還または請求) の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が (1) の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第23条 (保険料の返還または請求 - 告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等) の場合 (2) に規定する追加保険料の領収前に生じた事故による傷害に対しては、同条 (5) を、同条 (6) に規定する追加保険料の領収前に生じた事故による傷害に対しては同条 (7) をそれぞれ適用して保険金を支払います。

第7条 (死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、当社が死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第8条 (分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日 (注) において、次回払込期日 (注) に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(注) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。

(2) (1) の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日(注)

(注) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。

(3) (1) の規定により当社が保険契約を解除した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第9条 (保険料の返還または請求)

(1) 普通保険約款の規定により、保険料を返還すべき事由が生じた場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当社は月割により返還保険料を計算し、以降到来する分割保険料を減額することによって返還保険料を返還します。ただし、当社はその全額を一時に返還することがあります。

(2) 普通保険約款の規定により、保険料を請求すべき事由が生じた場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当社は月割により請求保険料を計算し、その全額を一時に請求します。ただし、当社は以降到来する分割保険料を増額することによって請求保険料を請求することがあります。

20. 保険料分割払特約 (一般)

20

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券(注)記載の保険料の払込期日をいいます。 (注) これに代わる書面を含みます。
分割保険料	保険証券(注)記載の分割保険料の金額をいいます。 (注) これに代わる書面を含みます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (保険料の分割払)

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を分割保険料および保険証券記載の回数に分割して払い込むことを承認します。

第3条 (分割保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。

第4条 (分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当社は、前条の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (分割保険料不払の場合の免責)

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条 (追加保険料の払込み)

(1) 当社が第9条(保険料の返還または請求)の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第23条(保険料の返還または請求—告知義務—職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)に規定する追加保険料の領収前に生じた事故による傷害に対しては、同条(5)を、同条(6)に規定する追加保険料の領収前に生じた事故による傷害に対しては同条(7)をそれぞれ適用して保険金を支払います。

第7条 (死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、当社が死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第8条 (分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(注)において、次回払込期日(注)に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(注) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。

(2) (1) の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日(注)

(注) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。

(3) (1) の規定により当社が保険契約を解除した場合は、当社は、既に払い込

まれた保険料は返還しません。

第9条 (保険料の返還または請求)

- (1) 普通保険約款の規定により、保険料を返還すべき事由が生じた場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当社は月割により返還保険料を計算し、以降到来する分割保険料を減額することによって返還保険料を返還します。ただし、当社はその全額を一時に返還することがあります。
- (2) 普通保険約款の規定により、保険料を請求すべき事由が生じた場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当社は月割により請求保険料を計算し、その全額を一時に請求します。ただし、当社は以降到来する分割保険料を増額することによって請求保険料を請求することがあります。

21. 自動継続特約 (分割払契約用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。

第2条 (適用契約の範囲)

この特約は、保険料分割払特約 (一般) を付帯した保険契約で、当社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条 (保険契約の継続)

- (1) この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容で継続されるものとします。以降毎年同様とします。
- (2) (1) の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第4条 (継続契約の分割保険料および払込方法)

- (1) 継続契約の分割保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) 継続契約の第1回分割保険料は継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日に、第2回目以降の分割保険料はその翌月の応当日から毎月払い込むものとします。

第5条 (保険料不払の場合の免責)

保険契約者が、前条の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条 (継続契約に適用される保険料率)

この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当社は、保険料率が改定された日以降第3条 (保険契約の継続) の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

第7条 (継続契約に適用される特約)

この保険契約が第3条 (保険契約の継続) の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第8条 (継続契約の告知義務)

- (1) 第3条 (保険契約の継続) (1) の規定によりこの保険契約を継続する場合において、告知事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当社に告げなければなりません。
- (2) (1) の規定による告知に関する普通保険約款第13条 (告知義務) の規定の適用については、同条 (1) から (3) までの規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の際」と、同条 (3) の規定中「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。ただし、保険証券等記載の被保険者の職業または職務に変更があった場合にその事実を当社に告げなかったときには、当社は、普通保険約款第14条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (3) から (7) までの規定に準じ保険金を削減して支払います。

第9条 (保険料分割払特約 (一般) との関係)

この特約に規定しない事項については、保険料分割払特約 (一般) の規定を適用します。

第10条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第36条 (契約内容の登録) の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約締結および継続の際」と読み替えて適用します。

第11条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

22. 訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合には、普通保険約款第38条 (訴訟の提起) の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

23. 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約

23

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
葬祭費用	通夜・葬儀にかかる費用(注1)をいい、墓地購入費用、墓石・石塔購入費用、仏壇に関する費用、永代経料、年忌供養費、香典返し等(注2)は含みません。 (注1) 同等の儀式における同等の費用を含みます。 (注2) 宗教等の違いで項目名と一致しない費用についても、主旨がこれらと同等ならば同様に扱います。
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第1章第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症(注)をいいます。 (注) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、)である感染症のうち、発病時点で次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条第7項第3号の新型コロナウイルス感染症に定められていること ② 同法第6条第8項の指定感染症に定められていること
保険金	後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金または葬祭費用保険金をいいます。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

(2) (1)の発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、普通保険約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

(1) 当社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。

第5条 (後遺障害保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{各等級の後遺障害に対する} \frac{\text{普通保険約款別表2に掲げる}}{\text{保険金支払割合}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、発病の日からその日を含め

て181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

- (3) 普通保険約款別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一の特定感染症の発病により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
 - ① 普通保険約款別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

普通保険約款別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合 - 既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合 = 適用する割合

第6条（入院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

入院保険金日額 × 入院した日数（注） = 入院保険金の額

（注）180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病したとしても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第7条（通院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病し、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

通院保険金日額 × 通院した日数（注） = 通院保険金の額

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、前条または普通保険約款の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第8条（葬祭費用保険金の支払）

当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に死亡したことにより保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、300万円を限度としてその費用の負担者に葬祭費用保険金を支払います。

第9条（普通保険約款の支払保険金に関する特則）

- (1) 普通保険約款の規定に基づき当社が支払うべき死亡保険金の額は、保険金額から普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）および第5条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。
- (2) 普通保険約款の規定に基づき当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）および第5条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。
- (3) 第6条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の入院に対しては、当会社は、普通保険約款に規定する入院保険金を支払いません。
- (4) 第6条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中、さらに通院保険金の支払を受けられる普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合においても、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

第3章 基本条項

第10条 (発病の通知)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。
 - ① 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ② 入院保険金については、被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)の特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 通院保険金については、被保険者が被った第2条の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 葬祭費用保険金については、保険契約者または被保険者の親族が費用を負担した時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ② 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 - ③ 死亡診断書または死体検案書
 - ④ 被保険者の戸籍謄本
 - ⑤ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑥ 葬祭費用の支出を証明する書類および被保険者の親族が葬祭費用を支出した場合には被保険者の親族に該当することを証明する書類
 - ⑦ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)
 - ⑧ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑨ その他当会社が普通保険約款第29条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの(注) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (3) (2)の規定により葬祭費用保険金を請求する場合において、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容(注)の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。(注) 既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。
- (4) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当会社は、これによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるとき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族(注) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (6) (5)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) 当会社は、特定感染症の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(5)もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第8条(葬祭費用保険金の支払)の葬祭費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が同条の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を葬祭費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合

第8条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第13条 (当会社の指定する医師が作成する診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第10条 (発病の通知) の規定による通知または第11条 (保険金の請求) の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検案 (注1) のために要した費用 (注2) は、当会社が負担します。
(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
(注2) 収入の喪失は含みません。

第14条 (時効)

保険金請求権は、第11条 (保険金の請求) (1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第15条 (代位)

- (1) 当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその発病した特定感染症について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。
- (2) (1) の規定にかかわらず、第8条 (葬祭費用保険金の支払) の葬祭費用が生じたことにより保険契約者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して葬祭費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が費用の全額を葬祭費用保険金として支払った場合
保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の額から、葬祭費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (3) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (4) 保険契約者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する (2) もしくは (3) の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。
- (5) 保険契約者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく (4) の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第1条 (用語の定義) の規定中「保険金」の定義、第3条 (保険金を支払わない場合—その1)、第4条 (保険金を支払わない場合—その2)、第5条 (死亡保険金の支払)、第6条 (後遺障害保険金の支払)、第7条 (入院保険金および手術保険金の支払)、第8条 (通院保険金の支払)、第10条 (死亡の推定)、第14条 (職業または職務の変更に関する通知義務)、第23条 (保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (2) および (5)、第27条 (事故の通知)、第28条 (保険金の請求)、第30条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)、第31条 (時効) ならびに第32条 (代位) の規定は適用しません。

第17条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第9条 (当会社の責任限度額) の規定中「当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および」とあるのは「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約の規定に基づき当会社が支払うべき」、「保険金額を」とあるのは「保険金額から普通保険約款第6条 (後遺障害保険金の支払) および特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約第5条 (後遺障害保険金の支払) の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額を」
- ② 第11条 (他の身体の障害または疾病の影響) (1) の規定中「被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った」および「同条の傷害を被った」とあるのは「特定感染症の発病の」、「原因となった事故」とあるのは「特定感染症」、「同条の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」、同条 (2) の規定中「第2条 (保険金を支払う場合) の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」
- ③ 第12条 (保険責任の始期および終期) (3) の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ④ 第13条 (告知義務) (3) ③の規定中「第2条 (保険金を支払う場合) の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「特定感染症の発病の前に」、同条 (4) の規定中「傷害の発生した」とあるのは「特定感染症の発病」、同条 (5) の規定中「発生した傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑤ 第20条 (重大事由による解除) (1) ①の規定中「傷害を生じさせ、または生じさせようとした」とあるのは「特定感染症を発病させ、または発病させようとした」、同条 (2) ②の規定中「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者が発病した特定感染症」、同条 (3) の規定中「傷害 (注1) の発生」とあるのは「特定感染症 (注1) が発病」、「発生した傷害」とあるのは「発病した特定感染症」、「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者が発病した特定感染症」
- ⑥ 第23条 (保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (7) の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑦ 第29条 (保険金の支払時期) の規定中「前条 (2) および (3) の規定による手続」とあるのは「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約第11条 (保険金の請求) (2)、(3) および (5) の規定による手続」、同条 (1) ①の規定中「事故」、「事故発生」および

「傷害発生」とあるのは「特定感染症発病」、同条（１）③の規定中「傷害の程度、事故と傷害との関係」とあるのは「特定感染症の程度」

第17条の2（重大事由解除に関する特則）

当社は、葬祭費用保険金を支払う場合には、普通保険約款第20条（２）および（３）の規定を次のとおり読み替え、（４）の規定を追加してこの特約に適用します。

「（２）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

- ① 被保険者が、（１）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 葬祭費用保険金を受け取るべき者が、（１）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

（注）①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その葬祭費用保険金を受け取るべき者に係る部分に限りです。

- （３）（１）または（２）の規定による解除が特定感染症が発病した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（１）①から⑤までの事由または（２）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約第8条（葬祭費用保険金の支払）の葬祭費用については適用しません。当社は、葬祭費用保険金を支払いません。この場合において、既に葬祭費用保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができません。

- （４）保険契約者等（注）が（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより（１）または（２）の規定による解除がなされた場合には、（３）の規定は、（１）③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等（注）が負担した特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約第8条（葬祭費用保険金の支払）の葬祭費用については適用しません。

（注）保険契約者、被保険者または葬祭費用保険金を受け取るべき者をいいます。」

第18条（後遺障害保険金の追加支払に関する特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金の追加支払に関する特約が付帯された場合には、同特約の規定中「普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）」とあるのは「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約第5条（後遺障害保険金の支払）」、「普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った」とあるのは「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病した」と読み替えて適用します。

第19条（後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）が付帯されている場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）が付帯された場合には、第5条（後遺障害保険金の支払）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「第5条（後遺障害保険金の支払）

- （１）当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

後遺障害保険金の支払条件変更に関

保険金額 × する特約（後遺障害保険金支払区分 = 後遺障害保険金の額
表型）別表1に掲げる割合

- （２）（１）の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、発病の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、（１）のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

- （３）後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表1に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、同特約別表1に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、同特約別表1の1.（３）、（４）、2.（３）、4.（４）および5.（２）に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

- （４）同一の特定感染症の発病により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し（１）から（３）までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表1の7. から9. までに掲げる上肢（注1）または下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。

（注1）腕および手をいいます。

（注2）脚および足をいいます。

- （５）既に身体に障害のあった被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病し、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する同特約別表1に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既存障害（注）がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

加重された後の後遺障害 _ 既存障害（注）に対応 = 適用する割合
の状態に対応する割合 する割合

（注）既にあった身体の障害をいいます。 」

第20条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が第三者の行為によって普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、それによって臨時に生ずる費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い臨時費用保険金を支払います。

第2条（臨時費用保険金の支払額）

当社は、60万円を臨時費用保険金として、死亡保険金受取人に支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、臨時費用保険金を支払いません。

- ① 日本国外における事故
- ② 被保険者と生計をともにする同居の親族の行為

第4条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行使用することができるとします。

(2) 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第28条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほか、傷害が第三者の行為によって生じたものであることを証明する書類を当会社に提出しなければなりません。

第5条（時効）

保険金請求権は、前条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第6条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第28条（保険金の請求）(1)および第31条（時効）の規定は適用しません。

第7条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）(2)および(3)の規定中「死亡保険金を」とあるのを「臨時費用保険金を」と読み替えて適用します。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

25. 休日補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
休日	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条および第3条に定められた休日ならびに日曜日（注）をいいます。 （注）いずれも日本国の標準時による午前0時から午後12時までをいいます。
保険金	休日死亡保険金、休日後遺障害保険金、休日入院保険金および休日手術保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が休日に生じた事故によって普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（死亡保険金の支払）の規定中「死亡保険金」とあるのは「休日死亡保険金」
- ② 第5条（死亡保険金の支払）および第6条（後遺障害保険金の支払）の規定中「後遺障害保険金」とあるのは「休日後遺障害保険金」
- ③ 第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)および(4)の規定中「入院保険金日額」とあるのは「休日入院保険金日額」
- ④ 第7条（入院保険金および手術保険金の支払）の規定中「入院保険金」とあるのは「休日入院保険金」
- ⑤ 第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)の規定中「手術保険金」とあるのは「休日手術保険金」
- ⑥ 第28条（保険金の請求）(2)別表4の保険金種類の規定中、「死亡」とあるのは「休日死亡」、「後遺障害」とあるのは「休日後遺障害」、「入院」とあるのは「休日入院」、「手術」とあるのは「休日手術」

第4条（保険料の返還—解除の場合）

この特約については、普通保険約款の規定にかかわらず、次のとおり計算した保険料を返還します。

(イ) 保険料一時払の契約
短期率は、A表およびB表-1に定める割合とし、次のとおり適用する。

(休日補償特約を付帯した契約)

普通保険約款にこの特約を付帯しない契約の年間保険料 × [A表の該当する短期率] + (普通保険約款にこの特約を付帯した契約の年間保険料 - 普通保険約款にこの特約を付帯しない契約の年間保険料) × [B表-1の該当する短期率]

A表

保険期間	割合	保険期間	割合
7日まで	10%	6か月まで	70%
15日まで	15%	7か月まで	75%
1か月まで	25%	8か月まで	80%
2か月まで	35%	9か月まで	85%
3か月まで	45%	10か月まで	90%
4か月まで	55%	11か月まで	95%
5か月まで	65%		

B表-1

特約補償日数	割合	特約補償日数	割合
0日	0%	32日まで	70%
1日	10%	37日まで	75%
2日	15%	42日まで	80%
5日まで	25%	48日まで	85%
10日まで	35%	53日まで	90%
16日まで	45%	58日まで	95%
21日まで	55%	58日超	100%
26日まで	65%		

(注) 特約補償日数は、この特約に定める休日等の日の数である。以下同様である。

26. 個人賠償責任補償特約

26

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
個人賠償事故	次のいずれかに該当する偶然な事故をいいます。 ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活(注)に起因する偶然な事故 (注) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損をいい、紛失、盗取および詐取を含みません。
敷地内	囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、本人によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
住宅	本人の居住の用に供される住宅(注)をいいます。 (注) 同一敷地内の動産および不動産ならびに別荘等一時的に居住する住宅を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
賠償責任保険金	被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額に対して支払われる保険金をいいます。
保険金	この特約で支払われる賠償責任保険金および費用をいいます。
保険金額	当社が支払う賠償責任保険金の限度額で、保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。
本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2章 補償条項

第2条 (被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(注1)。ただし、本人に関する個人賠償事故に限ります。
- ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する個人賠償事故に限ります。

(注1) 監督義務者に代わって本人を監督する者は、本人の親族に限ります。

(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。

(2) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった個人賠償事故発生時におけるものをいいます。

第3条 (個別適用)

(1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(2) (1)の規定によって、第7条(保険金の支払額)①に定める当会社の支払うべき保険金額が増額されるものではありません。

第4条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が、次のいずれかについて法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 日本国内または国外において生じた個人賠償事故による、他人の身体の障害または他人の財物の損壊
- ② 日本国内において生じた個人賠償事故による、軌道上を走行する陸上の乗用具(注1)の運行不能(注2)

(注1) 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバス(注3)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。

(注2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注4)のみに起因するものを除きます。

(注3) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。

(注4) 特定の者への伝達を含みます。

第5条 (保険金を支払わない場合—その1)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第6条 (保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務に用いられる動産または不動産(注1)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者である場合には、保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶(注2)、車両(注3)、銃器(注4)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(注1) 住宅の一部が専ら被保険者の職務に用いられる場合は、その部分を含みます。

- (注2) 原動力が専ら人力であるものを除きます。
 (注3) 原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
 (注4) 空気銃を除きます。

第7条 (保険金の支払額)

当社が支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 1回の個人賠償事故につき当社の支払う賠償責任保険金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、1回の個人賠償事故につき、保険金額を支払う限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 (注)	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額	=	賠償責任保険金の額
---------------------------------------	---	---------------------------	---	-----------

- ② 当社は、①に定める賠償責任保険金のほか、次条の費用の全額を支払います。ただし、同条④および⑤の費用は、①の損害賠償責任の額が保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{支出した費用の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{①の被保険者が負担する損害賠償責任の額}}$$

(注) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金の額を含みます。

第8条 (費用)

費用とは、被保険者が支出した次の費用 (注) をいいます。

- ① 第10条 (事故発生時の義務等) ①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
 ② 第10条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 ③ 個人賠償事故が発生した場合において、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用
 ④ 損害賠償請求に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
 ⑤ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
 ⑥ 第13条 (当社による解決) (2)の規定により、被保険者が当社の要求に従い、協力するために直接要した費用
 (注) 収入の喪失を含みません。

第9条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第4条 (保険金を支払う場合) の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額 (注) を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
 ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合損害の額 (注) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
 (注) 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金および前条の費用の合計額とします。

- (2) (1) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第3章 基本条項

第10条 (事故発生時の義務等)

保険契約者または被保険者は、第4条 (保険金を支払う場合) の個人賠償事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 ② 次の事項を遅滞なく、当社に通知すること (注1)。
 ア. 個人賠償事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名または名称、職業および個人賠償事故の状況
 イ. 個人賠償事故発生の日時、場所または個人賠償事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 ③ 他人に損害賠償の請求 (注2) をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
 ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
 ⑥ 他の保険契約等の有無および内容 (注3) について遅滞なく当社に通知すること。
 ⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力す

ること。

(注1) 当社が書面による通知を求めた場合は、これに応じなければなりません。

(注2) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注3) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条 (事故発生時の義務違反)

(1) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① 前条①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② 前条②および⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額

③ 前条③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額

④ 前条④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (当社による援助)

(1) 被保険者が個人賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社がその被保険者に対して支払責任を負う限度において、その被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續について協力または援助を行います。

(2) 当社は、日本国外で発生した個人賠償事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は、(1)の規定は適用しません。

(3) (1)に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

第13条 (当社による解決)

(1) 被保険者が個人賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当社は、当社がその被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、その被保険者の同意を得て、その被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(注)を行います。

(注) 弁護士を選任を含みます。

(2) (1)の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 1回の個人賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険金額を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

④ この特約に免責金額の適用がある場合は、1回の個人賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額がこの特約の免責金額を下回る時

⑤ 日本国外で発生した個人賠償事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

(4) (1)に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(注)は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

(注) 弁護士を選任を含みます。

第14条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

(1) 個人賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の個人賠償事故につき、当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(注) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) 前条および本条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

— 次の①または②のうち、いずれか高い額

— ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

— ② この特約について適用される免責金額

= 損害賠償額

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2) または (7) の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) (2) ①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の個人賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注)が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することできません、また当社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。
- (注) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、当社は損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。ただし、1回の個人賠償事故につき、当社がこの特約の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
- ① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、個人賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
- ② 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (注) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第15条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当社の定める事故状況報告書
- ② 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)が発行する事故証明書
- ③ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ④ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑤ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ⑦ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(既に支払がなされた場合はその領収書)および被害が生じた物の写真(画像データを含みます。)
- ⑧ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
- ⑨ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、個人賠償事故の原因、個人賠償事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および個人賠償事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定め

る解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第17条 (損害賠償額の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当社に対する損害賠償額の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 損害賠償請求権者が第14条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち、当社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 損害賠償額の請求書
- ② 当社の定める事故状況報告書
- ③ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)が発行する事故証明書
- ④ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑤ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑥ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑦ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- ⑧ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(既に支払がなされた場合はその領収書)および被害が生じた物の写真(画像データを含みます。)
- ⑨ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 普通保険約款第1条(用語の定義)における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けたとしても、当社は、損害賠償額を支払いません。
- (5) 当社は、個人賠償事故の内容または損害の額に応じ、損害賠償請求権者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を

速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

第18条 (損害賠償額の支払時期)

- (1) 損害賠償請求権者が第14条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、個人賠償事故の原因、個人賠償事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および個人賠償事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 損害賠償請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 損害賠償請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第19条 (時効)

保険金請求権は、第15条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第20条 (損害賠償請求権の行使期限)

第14条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することができません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第21条 (仮払金および供託金の貸付け等)

- (1) 第12条(当社による援助)または第13条(当社による解決)(1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は、保険金額(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者に貸し付けます。
- (注) 同一個人賠償事故につき既に当社が支払った保険金または第14条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合には、その全額を差し引いた額とします。
- (2) (1)により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (注) 利息を含みます。
- (3) (1)の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、次の①から③までの規定はその貸付金または供託金(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。
- ① 第7条(保険金の支払額)①ただし書
 - ② 第14条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)ただし書
 - ③ 第14条(7)ただし書
- (注) 利息を含みます。

- (4) (1) の供託金(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注)の限度で、(1)の当会社の名による供託金または貸付金(注)が保険金として支払われたものとみなします。
(注) 利息を含みます。
- (5) 第15条(保険金の請求)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第22条(代位)

- (1) 第4条(保険金を支払う場合)の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権(注)は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権(注)の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権(注)の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権(注)は、当社に移転した債権(注)よりも優先して弁済されるものとします。
(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。
- (4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第23条(先取特権)

- (1) 第4条(保険金を支払う場合)に規定する個人賠償事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
(注) 第8条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合(注1)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合(注2)
- (注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
(注) 第8条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第24条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「保険金」の定義、第3条(保険金を支払わない場合-その1)、第4条(保険金を支払わない場合-その2)、第21条(被保険者による保険契約の解除請求)、第27条(事故の通知)、第28条(保険金の請求)、第29条(保険金の支払時期)、第31条(時効)および第32条(代位)の規定は適用しません。

第25条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第12条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」
- ② 第13条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「個人賠償責任補償特約第4条(保険金を支払う場合)の個人賠償事故が発生する前に」
- ③ 第13条(告知義務)(4)および(5)の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ④ 第20条(重大事由による解除)の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ⑤ 第23条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)の規定中「傷害」とあるのは「損害」

第26条(重大事由解除に関する特別)

当社は、普通保険約款第20条(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

- 「(3) (1) または (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第22条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1) または(2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
- 」

第27条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

27. 国外の個人賠償責任補償対象外特約

27

当会社は、この特約により、個人賠償責任補償特約第4条（保険金を支払う場合）に規定する事故のうち、日本国外において生じた事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

28. 海外事故の入院保険金および手術保険金倍額支払特約

28

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
他の特約	普通保険約款の規定に基づき支払われる入院保険金および手術保険金を増額または追加して支払う旨の約定があるこの特約以外の特約をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が日本国外で生じた事故によって普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、日本国外で治療を受けた場合には、この特約および普通保険約款の規定に従い、普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）の規定により支払われる入院保険金および手術保険金を2倍にして被保険者に支払います。

第3条 (他の特約との関係)

- (1) この特約が付帯された普通保険約款に、他の特約が付帯されている場合には、前条の規定に基づき支払われる保険金の額は、他の特約がないものとして算出した額とします。
- (2) この特約が付帯された普通保険約款に入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約が付帯されている場合には、(1)の規定にかかわらず、入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約を適用して前条に規定する入院保険金および手術保険金が支払われるべき期間を算定するものとします。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

29. 航空機搭乗中事故の倍額支払特約

29

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
航空機	定期、不定期航空運送事業者が路線を定めて運航する航空機をいいます。
他の特約	普通保険約款の規定に基づき支払われる死亡保険金または後遺障害保険金を増額または追加して支払う旨の約定があるこの特約以外の特約をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）に規定する傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、普通保険約款の規定によって支払われる死亡保険金または後遺障害保険金の2倍相当額を死亡保険金または後遺障害保険金として死亡保険金受取人（注）または被保険者に支払います。

① 被保険者が、航空機に乗客として搭乗中

② ①における「航空機に乗客として搭乗中」には次に掲げるものが含まれます。

ア. 航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場構内に、航空機の乗客としている間

イ. 搭乗する航空機が不時着陸した場合において、被保険者が引き続きその航空機の目的地へ赴くときは、目的地に到達するまでの定期、不定期航空運送事業者の提供する交通乗用具に搭乗中

（注）死亡保険金受取人の指定のない場合は、被保険者の法定相続人をいいます。

第3条 (他の特約との関係)

この特約が付帯された普通保険約款に、他の特約が付帯されている場合には、前条の規定に基づき支払われる保険金の額は、他の特約がないものとして算出した額とします。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故の発生の日	被保険者が普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った日をいいます。
他の特約	普通保険約款第6条(後遺障害保険金の支払)の規定に基づき支払われる後遺障害保険金を増額または追加して支払う旨の約定があるこの特約以外の特約をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次のいずれかに該当する状態になり、普通保険約款第6条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金を支払った場合には、この特約および普通保険約款の規定に従い、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、その被保険者が生存していることを条件として、被保険者に保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額に相当する額を既に支払った後遺障害保険金に追加して支払います。

① 普通保険約款別表2に掲げる区分において100%の割合に認定された場合

② 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、その各々に対し普通保険約款第6条(後遺障害保険金の支払)(1)から(4)までの規定を適用して認定した割合の合計が100%に達するとき

(2) (1)の規定に基づき追加して支払われる後遺障害保険金の保険金請求権は、普通保険約款第6条(後遺障害保険金の支払)の規定に基づく後遺障害保険金の支払が確定し、かつ事故の発生の日からその日を含めて180日を経過したときから発生するものとします。

第3条 (他の特約との関係)

この特約が付帯された普通保険約款に、他の特約が付帯されている場合には、前条の規定に基づき支払われる保険金の額は、他の特約がないものとして算出した額とします。

第4条 (後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約(後遺障害保険金支払区分表型)が付帯されている場合の取扱い)

当社は、この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約(後遺障害保険金支払区分表型)が付帯されている場合には、第2条(保険金を支払う場合)(1)①の規定中、「普通保険約款別表2」とあるのを「後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約(後遺障害保険金支払区分表型)別表1」と読み替えて適用します。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

31. 保険料クレジットカード払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当社の指定するクレジットカードまたは国際ブランドデビットカードをいいます。

第2条 (クレジットカードによる保険料支払の承認)

(1) 当社は、この特約に従い、クレジットカードによって、保険契約者が、この保険契約の保険料(注)を支払うことを承認します。

(注) 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

(2) (1)にいう保険契約者とは、会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者に限ります。

第3条 (保険料領収前に生じた事故等の取扱い)

(1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または変更承認請求時に保険料(注1)のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当社はカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行った上で、当社がクレジットカードによる保険料(注1)の支払を承認した時(注2)以降、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故等の取扱いに関する規定を適用しません。

(注1) 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

(注2) 保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、(1)の規定を適用します。

② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第4条 (保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

(1) 前条(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に

保険料（注）を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

（注） 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第5条（保険料の返還の特則）

普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当会社が保険料（注）を返還する場合は、当会社が、カード会社からの保険料相当額の領収を確認した後に保険料（注）を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認することなく保険料（注）を返還します。

（注） 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

32. 保険料預金口座振替特約

32 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
払込期日	保険証券記載の保険料の払込期日をいいます。
分割払特約	保険料分割払特約（一般）をいいます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この保険契約の保険料（注）を、保険契約締結の後、当会社の定める日に預金口座振替の手続により払い込まなければなりません。

（注） この特約が分割払特約を付した保険契約に付帯されている場合は第1回分割保険料をいいます。

- (2) この特約が分割払特約を付した保険契約に付帯されている場合の第2回目以降の分割保険料については、払込期日に預金口座振替の手続により払い込まなければなりません。

第3条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午前0時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注） 継続契約の場合は、午後4時とします。

- (2) 保険期間が始まった後でも、当会社は、前条(1)に規定する保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

当会社は、当会社の定める日までに第2条（保険料の払込方法）(1)に規定する保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第5条（分割払特約の適用除外）

この特約が分割払特約を付した保険契約に付帯されている場合には、分割払特約第3条（分割保険料の払込方法）および第4条（分割保険料領収前の事故）の規定は適用しません。

第6条（準用規定等）

- (1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

- (2) この特約が分割払特約を付した保険契約に付帯されている場合には、(1)の規定中「普通保険約款」とあるのは「分割払特約および普通保険約款」と読み替えるものとします。

33. 傷害医療費用補償特約

33 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部負担金	法令などの定める治療料の一部を被保険者が負担するものをいいます。
公的医療保険制度または労働者災害補償制度	別表に掲げる法律に基づく制度をいいます。
差額ベッド代	被保険者以外の医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。

用語	定義
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
転院	入院している患者が治療または検査を受けるために、被保険者以外の医師の指示によって他の病院に移ることをいいます。
病院等	病院または診療所をいいます。
保険金	傷害医療費用保険金をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）に定める傷害を被り、その直接の結果として治療を受けた場合は、次のいずれかに該当する被保険者が負担した費用（注1）を、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金として被保険者に支払います。ただし、事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した後の費用に対しては保険金を支払いません。

① 被保険者が治療のために病院等に支払った費用（注2）

② 入院、転院または退院のための被保険者にかかる移送費および交通費

③ 被保険者以外の医師の指示により行った治療に関わる費用、被保険者以外の医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他被保険者以外の医師が必要と認めた費用

（注1）臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときには、その費用を含みます。

（注2）公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代およびその他被保険者が病院等に支払った費用をいいます。ただし、入院時生活療養費においては、食事の提供である療養に要する費用に限りません。

(2) (1) ①から③までの費用のうち次のいずれかの給付等がある場合はその額を、被保険者が負担した費用から差し引くものとします。

① 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療に関する給付（注1）

② 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金

③ 被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付（注2）

（注1）公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」）を含みます。

（注2）他の保険契約等により支払われた保険金を除きます。

第3条（保険金の支払額）

(1) 当社が支払う保険金の額は、前条に掲げられた費用の総額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた額とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払う保険金の額は、1回の事故につき保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

この特約と同一の費用を補償する他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第2条（保険金を支払う場合）の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合

第2条（1）の費用の額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注）それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第5条（普通保険約款および他の特約で支払われる保険金との関係）

当社は、1回の事故であるかと否を問わず、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金またはこの保険契約に付帯される他の特約により支払われる保険金とこの特約の保険金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

第6条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時または傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使用することができるものとします。

(2) この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。

① 当会社の定める傷害状況報告書

② 公の機関（注1）の事故証明書

③ 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書

④ 第2条（保険金を支払う場合）（1）①から③までの費用の支払を証明する領収書または当会社と提携する機関からのその費用の請求書

⑤ 被保険者の印鑑証明書

- ⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
 - ⑦ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑧ その他当社が次条（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
 - （注1）やむを得ない場合には、第三者とします。
 - （注2）保険金の請求を第三者に委任する場合があります。
- (3) (2) の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容（注）の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。
- （注）既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (6) (5) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（7）の規定に違反した場合または（2）、（3）、（5）もしくは（7）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用の発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用の額および事故と費用の額との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（5）の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1) ①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② (1) ①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（5）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じ

なかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第8条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、普通保険約款第27条(事故の通知)の規定による通知または第6条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第9条(時効)

保険金請求権は、第6条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第10条(代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)①から③までの費用が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が費用の全額を保険金として支払った場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

- (4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「保険金」の定義、第28条(保険金の請求)、第29条(保険金の支払時期)、第30条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)、第31条(時効)および第32条(代位)の規定は適用しません。

第12条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第11条(他の身体の障害または疾病の影響)の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の傷害」とあるのは「傷害医療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害」

- ② 第12条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「事故による傷害」とあるのは「傷害医療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)の費用」

- ③ 第13条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故」とあるのは「傷害医療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)の事故」

- ④ 第14条(職業または職務の変更に関する通知義務)(3)の規定中「事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注1)に対する割合により、保険金を削減して支払います。」とあるのは「傷害医療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対しては、変更前料率(注2)で計算した保険料をもとに変更後料率(注1)で契約することができる傷害医療費用保険金額を限度に保険金を支払います。」

- ⑤ 第20条(重大事由による解除)(1)の規定中「傷害」とあるのは「傷害医療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用」

- ⑥ 第20条(重大事由による解除)(2)の規定中「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者が負担した傷害医療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用」

- ⑦ 第20条(重大事由による解除)(3)の規定中「傷害(注1)の発生」とあるのは「傷害医療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用(注1)の発生」、「発生した傷害」とあるのは「負担した同特約第2条(1)の費用」、「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者が負担した同特約第2条(1)の費用」

- ⑧ 第23条(保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(5)の規定中「事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。」とあるのは「傷害医療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対しては、変更前料率(注2)で計算した保険料をもとに変更後料率(注3)で契約することができる傷害医療費用保険金額を限度に保険金を支払います。」、同条(7)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「負担した傷害医療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用」

- ⑨ 第27条(事故の通知)(1)の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の傷害」とあるのは「傷害医療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害」

第13条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

1. 公的医療保険制度
 - ア. 健康保険法 (大正11年法律第70号)
 - イ. 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)
 - ウ. 国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号)
 - エ. 地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号)
 - オ. 私立学校教職員共済法 (昭和28年法律第245号)
 - カ. 船員保険法 (昭和14年法律第73号)
 - キ. 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号)
2. 労働者災害補償制度
 - ア. 労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号)
 - イ. 国家公務員災害補償法 (昭和26年法律第191号)
 - ウ. 裁判官の災害補償に関する法律 (昭和35年法律第100号)
 - エ. 地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号)
 - オ. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律 (昭和32年法律第143号)

34. 公共交通乗用具搭乗時等における増額支払特約

34

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行中	公共交通乗用具および交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)、訓練(注2)または試運転(注3)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。 (注3) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
公共交通乗用具	第3条(交通乗用具の範囲)に定める交通乗用具のうち、航空法(昭和27年法律第231号)、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)、海上運送法(昭和24年法律第187号)または道路運送法(昭和26年法律第183号)等(注1)に基づき、それぞれの事業(注2)を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス等をいいます。 (注1) 日本国外においてはその地域における同種の法令をいいます。 (注2) 道路運送法においては、同法第三条(種類)第一号イおよびロに定める事業をいいます。
工作用自動車	建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
交通乗用具	第3条(交通乗用具の範囲)に規定する乗用具をいいます。
特約後遺障害保険金	次条(1)①による場合は第1号後遺障害保険金、②の規定による場合は第2号後遺障害保険金をいいます。
特約死亡保険金	次条(1)①による場合は第1号死亡保険金、②の規定による場合は第2号死亡保険金をいいます。
保険金	特約後遺障害保険金および特約死亡保険金をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が次のいずれかにより普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、普通保険約款第5条(死亡保険金の支払)または第6条(後遺障害保険金の支払)の保険金を支払う場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い特約死亡保険金または特約後遺障害保険金を支払います。
 - ① 被保険者が公共交通乗用具に乗客として搭乗している間(注1)において生じた急激かつ偶然な外来の事故
 - ② 次のいずれかの事故
 - ア. 被保険者が運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(注2)に搭乗している間(注1)、または、乗客(注3)として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(注4)にいる間において生じた急激かつ偶然な外来の事故
 - イ. 被保険者が運行中の交通乗用具に搭乗していない間において、運行中の交通乗用具(注5)と衝突・接触等をしたことにより生じた交通事故、または運行中の交通乗用具(注5)の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故

(注1) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している間を除きます。
 (注2) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
 (注3) 入場者を含みます。
 (注4) 改札口の内側をいいます。
 (注5) これに積載されているものを含みます。
- (2) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷

害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が次のいずれかに該当する間
ア. 交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により次条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払います。
ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
 - ② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
 - ③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（注）以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
 - ④ 被保険者が次に掲げる航空機の内いずれかに搭乗している間
ア. グライダー
イ. 飛行船
ウ. 超軽量動力機
エ. ジャイロプレーン
（注）定期便であると不定期便であるとを問いません。
- (3) 当社は、被保険者が職務として次に掲げる作業の内いずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 交通乗用具への荷物等（注）の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等（注）の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等（注）の整理作業
 - ② 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業
（注）荷物、貨物等をいいます。

第3条（交通乗用具の範囲）

この特約において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバス （注1）ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。 （注2）ガイドウェイバスとは、専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
軌道を有しない陸上の乗用具	自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車（一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。）、移動用小型車、遠隔操作型小型車（搭乗装置のあるものに限ります。）、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用の車、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。）、 （注）作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
空の乗用具	航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）、ジャイロプレーン） （注）ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。
水上の乗用具	船舶（ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）およびボートを含みます。） （注）幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 （注）立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。

第4条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第1条（用語の定義）の規定中「競技等」および「保険金」の定義、第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）ならびに第23条（保険料の返還または請求告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）および（5）の規定は適用しません。

第5条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条(死亡保険金の支払)および第28条(保険金の請求)(1)①の規定中「死亡保険金」とあるのは「特約死亡保険金」
- ② 第5条(死亡保険金の支払)、第6条(後遺障害保険金の支払)および第28条(保険金の請求)(1)②の規定中「後遺障害保険金」とあるのは「特約後遺障害保険金」
- ③ 第28条(保険金の請求)(2)別表4の保険金種類の規定中、「死亡」とあるのは「特約死亡」、「後遺障害」とあるのは「特約後遺障害」

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

35. 長期保険特約

35

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
払込期日	保険証券記載の保険料の払込期日をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日からその日を含めて1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日当日からその日を含めて1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以降同様とします。
保険料払込方法	保険証券記載の保険料払込方法をいいます。

第2条 (保険料の払込方法)

- (1) 当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、保険料払込方法により払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料または第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (3) 保険料払込方法が一時払以外の保険契約について、当社が、普通保険約款第5条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払う場合において、その死亡保険金支払の原因となった傷害を被った日の属する保険年度の保険料のうち、未払込部分があるときは、死亡保険金からその未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。

第3条 (第2回以降の保険料不払の場合の免責)

保険契約者が第2回以降の保険料の払込期日後1か月を経過した後もその保険料の払込みを怠った場合は、その保険料の払込期日から、その保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による傷害または損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。

第4条 (第2回以降の保険料不払による保険契約の解除)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
 - ② 保険料払込方法が月払の場合に、払込期日までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(注)において、次回払込期日(注)に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合(注) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。
- (2) (1)の規定による解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① (1)①による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日(注)(注) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。

第5条 (保険料払込方法の変更)

保険契約者は、当社の承認を得て、保険料払込方法を変更することができます。

第6条 (保険料の前納)

- (1) 保険契約者は、保険料払込方法が一時払以外の場合には、当社の承認を得て、将来到来する払込期日の保険料を前納することができます。
- (2) (1)の規定により前納する保険料については、当社所定の利率(注)および方法により割引きます。(注) 年5分以内とします。

第7条 (保険料の変更告知義務の場合)

- (1) 普通保険約款第13条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次のいずれかの方法で返還、請求または変更します。
 - ① 保険料払込方法が一時払の場合には、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
 - ② 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当社は、承認した日の属する保険年度未までの保険料については、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を一括して返還または請求し、承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、前条の規定により保険料が前納され

た保険契約については、当社は、①に準じて計算した保険料を返還または請求します。

- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第8条 (保険料の変更—職業または職務の変更等の場合)

- (1) 職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、保険料を変更する必要があるときは、変更前料率(注2)と変更後料率(注3)との差に基づき、保険料払込方法ごとに次のいずれかの方法で保険料を返還、請求または変更します。

- ① 保険料払込方法が一時払の場合には、当社は、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間に対し、別表に掲げる未経過料率係数により計算した保険料を返還または請求します。
- ② 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当社は、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時の属する保険年度末までの保険料については、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降その保険年度末までの期間に対し、返還の場合は次の算式によって算出した返還保険料を返還し、請求の場合は次の算式によって算出した追加保険料を請求します。職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。

返還保険料(注4) = 年額保険料(注5)の差額 ÷ 12 × (12 - 経過月数(端日数切り上げ))

追加保険料(注4) = 年額保険料(注5)の差額 ÷ 12 × 未経過月数(端日数切り上げ)

- ③ ②の規定にかかわらず、第6条(保険料の前納)の規定により保険料が前納された保険契約については、当社は、①に準じて計算した保険料を返還または請求します。

(注1) 普通保険約款第14条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注4) 保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、これに準じて計算します。

(注5) 1回当たり保険料 × 1年間の払込回数

- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 普通保険約款第14条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

- (4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第14条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率(注1)が変更前料率(注2)よりも高いときも(3)と同様とします。

(注1) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

- (5) 前条(1)および本条(1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、保険料払込方法ごとに次のいずれかの方法で保険料を返還、請求または変更します。

- ① 保険料払込方法が一時払の場合には、当社は、保険契約の条件の変更が生じた時以降の期間に対し、別表に掲げる未経過料率係数により計算した保険料を返還または請求します。

- ② 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当社は、保険契約の条件の変更が生じた時の属する保険年度末までの保険料については、保険契約の条件の変更が生じた時以降その保険年度末までの期間に対し、返還の場合は次の算式によって算出した返還保険料を返還し、請求の場合は次の算式によって算出した追加保険料を請求します。保険契約の条件の変更が生じた時の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。

返還保険料(注1) = 年額保険料(注2)の差額 ÷ 12 × (12 - 経過月数(端日数切り上げ))

追加保険料(注1) = 年額保険料(注2)の差額 ÷ 12 × 未経過月数(端日数切り上げ)

- ③ ②の規定にかかわらず、第6条(保険料の前納)の規定により保険料が前納さ

れた保険契約については、当社は、①に準じて計算した保険料を返還または請求します。

(注1) 保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、これに準じて計算します。

(注2) 1回当たり保険料×1年間の払込回数

- (6) (5)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第9条 (保険料の変更－保険料率の改定の場合)

保険期間の途中においてこの保険契約に適用した保険料率を改定した場合でも、当社は、この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求を行いません。

第10条 (保険料の返還－無効または取消しの場合)

(1) 保険契約が無効の場合には、当社は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。

(2) (1)の規定にかかわらず、普通保険約款第16条(保険契約の無効)①の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。

(3) 保険契約が取消しとなった場合には、当社は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、普通保険約款第18条(保険契約の取消し)の規定により保険契約を取り消した場合は、保険料を返還しません。

第11条 (保険料の返還－失効または解除の場合)

保険契約が失効(注1)または解除となった場合には、当社は、保険料払込方法ごとに次のいずれかの方法により保険料を返還します。

① 保険料払込方法が一時払の場合には、当社は、未經過期間に対し、別表に掲げる未經過料率係数によって計算した額を返還します。

② 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当社は、次の算式によって算出した額を返還します。ただし、算出した額がゼロまたはマイナスとなったときは返還しません。なお、この特約第6条(保険料の前納)の規定により保険料が前納された保険契約については、当社は、①に準じて計算した保険料を返還します。

$$\text{返還保険料 (注2)} = \text{年額保険料 (注3)} \div 12 \times (12 - \text{その保険年度の経過月数 (端日数切り上げ)}) - 1 \text{回当たり保険料} \times \text{その保険年度の未払込回数}$$

(注1) 普通保険約款第5条(死亡保険金の支払)(1)の規定により死亡保険金が支払われた場合を除きます。

(注2) 保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、これに準じて計算します。

(注3) 1回当たり保険料×1年間の払込回数

第12条 (保険料の返還－死亡保険金が支払われた場合)

前条の規定にかかわらず、普通保険約款第5条(死亡保険金の支払)(1)の規定により死亡保険金が支払われた場合には、当社は、保険料払込方法ごとに次のとおりとします。

① 保険料払込方法が一時払の場合には、翌保険年度以降の期間に対し、別表に掲げる未經過料率係数によって計算した保険料を返還します。

② 保険料払込方法が一時払以外の場合には、既に払い込まれた保険料を返還しません。ただし、この特約第6条(保険料の前納)の規定により保険料が前納された保険契約については、当社は、①に準じて計算した保険料を返還します。

③ ②において、死亡保険金支払の原因となった傷害を被った日の属する保険年度の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

第13条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第23条(保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)、第24条(保険料の返還－無効または失効の場合)、第25条(保険料の返還－取消しの場合)および第26条(保険料の返還－解除の場合)の規定は適用しません。

第14条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第5条(死亡保険金の支払)(1)の規定中「既に支払った後遺障害保険金がある場合は」とあるのは「その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は」

② 第9条(当社の責任限度額)の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「各保険年度ごとに」

③ 第12条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「保険料領収前」とあるのは「一時払保険料または第1回保険料領収前」

第15条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 未經過料率係数 (省略)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。
保険の目的物	補償の対象となる物をいいます。

第2条 (独立責任)

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条 (幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の目的物その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

37. 通信販売に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約意思の表示	保険契約の申込みの意思の表示をいいます。
払込期日	保険証券等記載の保険料の払込期日をいいます。
引受承諾書	引受けに関しての承諾を記した書類をいいます。
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。
申込書	当会社所定の保険契約申込書をいいます。

第2条 (保険契約の申込み)

(1) 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次のいずれかに該当する方法により申込書を行うことができます。

- ① 申込書に所要の事項を記載し、当会社または代理店に送付すること。
- ② 所定の手続に従い、電話、情報処理機器等の通信手段を媒介として、当会社または代理店に対し契約意思の表示をすること。

(2) (1) ②の規定により当会社が契約意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、引受承諾書を保険契約者に送付するものとします。

第3条 (保険料の払込方法)

(1) 保険契約者は、申込書または引受承諾書に記載されたところに従い、この保険契約に定められた保険料を払い込むものとします。

(2) 保険契約者は、申込みをした後、保険料(注)を当会社の定める日までに、次のいずれかの方法により払い込まなければなりません。

- ① 郵便振替
- ② 銀行振込
- ③ 預金口座振替
- ④ 郵便貯金口座振替
- ⑤ 書留
- ⑥ クレジットカード払

(注) 保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料をいいます。

(3) 保険契約者は、(2) ①から⑥までに定める手続のほか、当会社が指定する保険料収納窓口を通じて当会社の定める手続に従い、(2) の保険料を払い込むことができるものとします。この場合、その収納窓口において保険料を払い込んだ時以降、次条(2)の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定による保険料領収前事故に関する規定は適用されないものとします。

(4) (2) および (3) の規定にかかわらず、この保険契約に保険料支払いに関する

他の特約が付帯されている場合には、その保険料支払いに関する他の特約の規定に従うものとします。

- (5) 保険料を分割して払い込む場合の第2回目以降の保険料については、払込期日に(2)から(4)までのいずれかの手続により払い込まなければなりません。

第4条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券等記載の保険期間の初日(注)の午前0時に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 前条(2)の保険料(保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料)が払い込まれた日の翌日以降とします。

- (2) 保険期間が始まった後でも、当会社は前条(2)の保険料(注)が払い込まれる前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料をいいます。

第5条 (保険料不払による保険契約の解除)

当会社は、当会社の定める日までに保険料(注)の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料をいいます。

第6条 (保険契約の継続)

- (1) この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容で継続されるものとします。以降毎年同様とします。

- (2) (1)の規定により、この保険契約が継続された場合において継続契約に適用する保険料率(注)は、各継続契約の保険期間の初日における保険料率(注)とします。

(注) 第10条(継続契約に適用される特約)の規定により継続契約に付帯されるその他の特約の保険料率を含みます。

- (3) (1)の規定により、この保険契約が継続され、次条に規定する継続契約の保険料(注)が払い込まれた場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

(注) 保険料を分割して払い込む場合は継続契約の第1回分割保険料をいいます。

- (4) 継続契約における当会社の保険責任は、第4条(保険責任の始期および終期)

(1)の規定にかかわらず、その保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

第7条 (継続契約の保険料および払込方法)

- (1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。

- (2) 保険料を一時に払い込む保険契約の場合の継続契約の保険料は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時までに第3条(保険料の払込方法)(2)から(4)までのいずれかの手続により払い込むものとします。

- (3) 保険料を分割して払い込む保険契約の場合の継続契約の第1回分割保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の翌月の応当日までに、第2回目以降の保険料はその翌月の応当日から毎月第3条(保険料の払込方法)(2)から(4)までのいずれかの手続により払い込むものとします。

第8条 (継続契約の保険料不払の場合の免責)

- (1) 保険契約者が、前条(2)の継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

- (2) 保険契約者が、前条(3)の継続契約の第1回分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第9条 (保険料不払による継続契約の解除)

- (1) 保険契約者が、第7条(継続契約の保険料および払込方法)(2)の継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

- (2) 保険契約者が、第7条(継続契約の保険料および払込方法)(3)の継続契約の第1回分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

- (3) (1)および(2)の解除は、継続契約の保険期間の始期からその効力を生じます。

第10条 (継続契約に適用される特約)

第6条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第11条 (継続契約の告知義務)

- (1) 第6条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの保険契約が継続された場合において、告知事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

- (2) (1)の規定による告知に関する普通保険約款第13条(告知義務)の規定の適用については、同条(1)から(3)までの規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の際」と、同条(3)の規定中、「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。ただし、保険証券等記載の被保険者の職業または職務に変更があった場合にその事実を当会社に告げなかったときには、当会社は、普通保険約款第14条(職業または職務の変更に関する通知義務)(3)から(7)までの規定に準じ保険金を削減して支払います。

第12条 (死亡保険金受取人)

この保険契約における死亡保険金受取人は、当会社が特に認めた場合を除き、普通保険約款またはこれに付帯された特約の死亡保険金受取人の指定または変更の規定にかかわらず、被保険者の法定相続人となります。

第13条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（用語の定義）の告知事項の定義中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書に記載した事項、引受承諾書に記載された事項または保険証券等に記載された事項」
- ② 第36条（契約内容の登録）の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約締結および継続の際」

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

38. 疾病入院保険金支払特約

38

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	疾病入院保険金支払特約付帯保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする疾病入院保険金支払特約付帯保険契約をいいます。 （注）疾病入院保険金支払特約付帯保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
公的医療保険制度	次の①から⑦までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
疾病入院保険金支払特約付帯保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
疾病入院保険金日額	保険証券記載の疾病入院保険金日額をいいます。
疾病を発病した時	被保険者以外の医師の診断による発病の時をいいます。
傷害	被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
初度契約	継続契約以外の疾病入院保険金支払特約付帯保険契約をいいます。
入院日数	入院を開始した日から入院を終了した日（注）までの期間中に入院した延日数をいいます。 （注）いずれもその日を含みます。
発病	被保険者以外の医師の診断による発病をいいます。
病院等	次の①から④までのいずれかに該当するものをいいます。ただし、①または②については、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護療養型医療施設を除きます。 ① 医療法（昭和23年法律第205号）に定める日本国内にある病院 ② 医療法に定める日本国内にある患者を収容する施設を有する診療所 ③ 四肢における骨折・脱臼・捻挫・打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に定める施術所に収容された場合には、その施術所 ④ ①から③までの病院・診療所・施術所と同等の日本国外にある医療施設
保険期間	保険証券記載の保険期間（注）をいいます。 （注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合は、その保険契約条件の変更がなされた期間をいいます。
保険金	疾病入院保険金をいいます。
「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が疾病を発病し、その直接の結果として、入院を開始した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、次のいずれかに該当する疾病に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失によって発病した疾病
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失によって発病した疾病。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって発病した疾病
 - ④ 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物(注3)等の使用によって発病した疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いた場合には、保険金を支払います。
 - ⑤ 被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによって発病した疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いた場合には、保険金を支払います。
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)によって発病した疾病
 - ⑦ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって発病した疾病
 - ⑧ ⑥および⑦の疾病の原因となった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって発病した疾病
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染によって発病した疾病
 - ⑩ 被保険者が頸部症候群(注7)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(注8)
 - ⑪ 被保険者の先天性異常
 - ⑫ 被保険者の妊娠、出産または不妊治療。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合のその疾病については、保険金を支払います。
 - ⑬ 被保険者が被った別表1に掲げる精神障害
 - ⑭ 保険契約を締結する際に、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合、その告げなかった事実または告げた事実と異なることを直接の原因として発病した疾病。ただし、保険期間の開始日より前に発病した疾病を直接の原因として、保険期間の開始日(注9)からその日を含めて2年を経過した後、に次条(1)の入院が開始した場合は、保険期間の開始日(注9)以後の原因によるものとみなして保険金を支払います。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物をいいます。
- (注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注5) 使用済燃料を含みます。
- (注6) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注7) いわゆる「むちうち症」をいいます。
- (注8) その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- (注9) この保険契約が継続契約である場合は最初の保険契約の保険期間の開始日をいいます。

第4条 (疾病入院保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が疾病を発病し、その治療のために保険期間中(注)に開始した入院が保険証券記載の入院日数以上継続した場合は、その期間に対し、保険金を被保険者に支払います。

(注) この特約を保険期間中の途中で付帯する保険契約条件の変更を当会社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間中とします。
- (2) (1)の保険金は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{疾病入院保険金日額} \times (1) \text{の入院日数} = \text{保険金の額}$$

- (3) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (4) (1)の保険金を支払う日数は、それぞれ次のいずれかの日数を限度とします。
 - ① 同一の疾病に対する支払限度については、保険証券記載の支払限度日数
 - ② 保険期間(注)中の入院の支払限度については、保険証券記載の通算支払限度日数

(注) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。
- (5) 被保険者が保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる疾病を発病したとしても、当会社は、重複しては保険金を支払いません。
- (6) 同一の疾病による入院については、被保険者が転入院または再入院した場合であっても継続した1回の入院とみなします。ただし、その転入院または再入院が保険

期間中に開始した場合に限ります。

- (7) (1)に規定する保険金は、次に掲げる入院保険金または通院保険金と重複しては支払いません。なお、この場合において、重複する入院保険金または通院保険金の保険金日額が(1)に規定する保険金の保険金日額よりも高いときは、当会社は、保険金日額の高い入院保険金または通院保険金を支払います。
- ① 普通保険約款第7条(入院保険金および手術保険金の支払)(1)に規定する入院保険金
 - ② 普通保険約款第8条(通院保険金の支払)(1)に規定する通院保険金
- (8) この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が疾病を発病した時が、この保険契約の保険期間の開始時(注)より前であるときは、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、疾病を発病した時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。
- (注) この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当会社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間の開始時とします。

第5条(疾病の程度の決定)

- (1) 第3条(保険金を支払わない場合)①から③まで、第7条(保険責任の始期および終期)(3)、または第8条(保険期間と支払責任の関係)(2)もしくは同条(3)のいずれかに該当する疾病の影響によって、保険金を支払うべき疾病の程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく、被保険者が治療を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者(注)が治療をさせなかったために、保険金を支払うべき疾病の程度が加重された場合も、(1)と同様の方法で保険金を支払います。
- (注) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注)の故意または重大な過失によって、疾病の程度が加重された場合も、(1)および(2)と同様の方法で保険金を支払います。
- (注) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条(疾病の取扱い)

- (1) 疾病に対する治療が終了した後、その疾病に対し治療が再び必要となった場合は、後の疾病は前の疾病と同一の疾病とみなし、第4条(疾病入院保険金の支払)(1)および(4)の規定を適用します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、後の疾病は前の疾病とは異なった疾病とみなします。
- ① 疾病の治療のため入院した場合で、その入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその疾病に関する入院治療が必要となったとき。
 - ② 疾病の治療のための入院をしなかった場合には、その疾病に関する治療が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその疾病に関する入院治療が必要となったとき。
- (3) 保険金が支払われるべき入院中に、異なる疾病を併発していた場合またはその入院期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の疾病を発病した場合は、後の疾病は前の疾病と同一とみなし、第4条(疾病入院保険金の支払)(1)および(4)の規定を適用します。
- (4) 保険金の支払の対象となっていない入院中に、新たに保険金を支払うべき疾病を発病した場合は、その疾病を発病した時に入院したものとみなし、第4条(疾病入院保険金の支払)(1)および(4)の規定を適用します。

第7条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が開始した場合においても、被保険者の開始した入院が次のいずれかに該当するときは、当会社は、保険金を支払いません。
- ① この疾病入院保険金支払特約付帯保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に発病した疾病による入院
 - ② この疾病入院保険金支払特約付帯保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に開始した入院
 - ③ 被保険者が疾病を発病した時が、その疾病を発病した時の疾病入院保険金支払特約付帯保険契約の保険期間の開始時から、その疾病入院保険金支払特約付帯保険契約の保険料を領収した時までの期間中であつた場合は、その疾病によってその疾病入院保険金支払特約付帯保険契約の継続契約の保険期間中に開始した入院

第8条(保険期間と支払責任の関係)

- (1) 当会社は、保険期間中に被保険者が第4条(疾病入院保険金の支払)(1)の入院を開始した場合に限って、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初度契約である場合において、疾病を発病した時が保険期間の初日より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、疾病を発病した時がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (4) (2)および(3)の規定にかかわらず、その疾病に関する治療が終了した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降は、その疾病はなかったものとみなし(1)の規定を適用します。
- (5) (2)および(3)の規定にかかわらず保険期間の開始時(注)より前に発病した疾病を直接の原因として、保険期間の開始日からその日を含めて2年を経過した後第4条(疾病入院保険金の支払)(1)の入院を開始した場合は、保険期間の開始日以後に発病した疾病による入院とみなします。
- (注) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた最

初の保険期間の開始時をいいます。

- (6) (2) および (3) の規定にかかわらず保険契約の保険期間の開始時(注1)より前に発病した疾病を直接の原因として第4条(疾病入院保険金の支払)に定める入院に該当した場合は、次の①および②のとおりとします。
- ① 保険契約締結(注2)の際に、当社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実をもとに承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その病気に関する事実を当社が正確に知ることができなかった場合は、保険金を支払いません。
- ② その疾病について、この保険契約の保険期間の開始時(注1)より前に、被保険者が被保険者以外の医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、保険金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者の少なくともどちらかが認識または自覚していた場合は、保険金を支払いません。
- (注1) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた最初の保険期間の開始時をいいます。
- (注2) 保険契約の条件の変更を含みます。

第9条(契約年齢の計算)

この疾病入院保険金支払特約付帯保険契約の契約年齢(注)は、満年齢で計算します。

(注) 保険期間の初日における被保険者の満年齢をいいます。

第10条(契約年齢または性別の誤りの訂正)

- (1) 被保険者の契約年齢(注)に誤りがあった場合には、次の方法で処理します。
- ① 実際の契約年齢(注)が、当社の定める契約年齢(注)の範囲外であった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの特約を取り消すことができるものとし、この特約を取り消すときには、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。
- ② 実際の契約年齢(注)が当社の定める契約年齢(注)の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢(注)に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢(注)に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。
- (注) 保険期間の初日における被保険者の満年齢をいいます。
- (2) 被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。
- (3) (1) および (2) の規定により追加保険料を請求する場合において、追加保険料の領収前に、疾病を発病したときまたは第4条(疾病入院保険金の支払)(1)の入院を開始したときは、当社は、誤った契約年齢(注)または性別に基づいた保険料の正しい契約年齢(注)または性別に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (注) 保険期間の初日における被保険者の満年齢をいいます。

第11条(入院を開始した場合の通知)

- (1) 被保険者が第4条(疾病入院保険金の支払)(1)の入院を開始した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その入院を開始した日からその日を含めて30日以内に、疾病の内容およびその程度、入院の状況等の詳細を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。
- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 収入の喪失は含みません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が(1)の規定による当社の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じなかった場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条(保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、被保険者が第4条(疾病入院保険金の支払)(1)の入院を終了した時または同条(1)の入院について同条(4)①および②の支払限度日数が経過した時のうちいずれか早い時から発生し、これを行使用することができるとします。また、同条(1)の入院が1か月以上継続する場合には、被保険者または保険金を受け取るべき者は、当社に対し保険金の内払を請求することができます。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表2に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けべき被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取る

べき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条 (当社の指定する医師の診断の要求)

保険契約締結(注)の際、当社は、特に必要と認めるときは、事実の調査を行い、また、被保険者に対し当社の指定する医師の診断を求めることができます。

(注) この特約を保険期間の途中で付帯する場合を含みます。

第14条 (医師に対する説明等の要求)

被保険者の疾病の症状および治療内容等について、当社は、その診断を行った医師または病院等に対して直接確認を行い説明を求めることができます。

第15条 (時効)

保険金請求権は、第12条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「保険期間」および「保険金」の定義、第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第4条(保険金を支払わない場合—その2)、第11条(他の身体の障害または疾病の影響)、第12条(保険責任の始期および終期)、第23条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)および(5)、第27条(事故の通知)、第28条(保険金の請求)ならびに第31条(時効)の規定は適用しません。

第17条 (普通保険約款等の読み替え)

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第13条(告知義務)の規定中「保険契約締結」とあるのは「保険契約締結(注)」。ただし、以下の(注)を加えます。
(注) 疾病入院保険金支払特約を保険契約の途中で付帯する場合を含みます。
 - ② 第13条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「疾病入院保険金支払特約第2条(保険金を支払う場合)の疾病を発病する前に」
 - ③ 第13条(告知義務)(4)の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「疾病入院保険金支払特約第4条(疾病入院保険金の支払)(1)の入院を開始した後に」
 - ④ 第13条(告知義務)(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「開始した疾病入院保険金支払特約第4条(疾病入院保険金の支払)(1)の入院」
 - ⑤ 第20条(重大事由による解除)(1)①の規定中「傷害を」とあるのは「疾病の原因となった事由を」
 - ⑥ 第20条(重大事由による解除)(2)②の規定中「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者が発病した疾病または被保険者が発病した疾病入院保険金支払特約第4条(疾病入院保険金の支払)(1)の入院を開始した疾病」
 - ⑦ 第20条(重大事由による解除)(3)の規定中「傷害(注1)の発生」とあるのは「疾病(注1)の発病または疾病入院保険金支払特約第4条(疾病入院保険金の支払)(1)の入院を開始した疾病(注1)の発病」、「発生した傷害(注1)に対しては」とあるのは「発病した疾病(注1)または同特約第4条(1)の入院を開始した疾病(注1)に対しては」、「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者が発病した疾病またはその被保険者が発病した同特約第4条(1)の入院を開始した疾病」
 - ⑧ 第23条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発病した疾病または疾病入院保険金支払特約第4条(疾病入院保険金の支払)(1)の入院を開始した疾病」
 - ⑨ 第29条(保険金の支払時期)の規定中「前条(2)および(3)の」とあるのは「疾病入院保険金支払特約第12条(保険金の請求)(2)および(3)の」、同条(1)①の規定中「事故」、「事故発生」および「傷害発生」とあるのは「発病した疾病」、同条(1)③の規定中「傷害の程度、事故と傷害との関係」とあるのは「発病した疾病の程度」
 - ⑩ 第30条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)(1)の規定中「第27条(事故の通知)の規定による通知または第28条(保険金の請求)の規定による請求」とあるのは「疾病入院保険金支払特約第11条(入院を開始した場合の通知)(1)の規定による通知または同特約第12条(保険金の請求)の規定による請求」、「傷害の程度」とあるのは「発病した疾病の程度」
- (2) この特約が通信販売に関する特約を付した保険契約に付帯されている場合には、同特約第6条(保険契約の継続)(2)の規定中「保険期間の初日における保険料率(注)」とあるのは「保険期間の初日における被保険者の年齢に対応する保険料率(注)」と読み替えて適用します。
- (3) この特約が自動継続特約(分割払契約用)を付した保険契約に付帯されている場合には、同特約を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第6条(継続契約に適用される保険料率)の規定中「保険料率が改定された場合」とあるのは「保険料率が改定された場合および被保険者の年齢が進行することによりその被保険者の適用保険料率が変更となる場合」
 - ② 第6条(継続契約に適用される保険料率)の規定中「保険料率が改定された日」とあるのは「保険料率が改定された日または被保険者の年齢が進行した日」

第18条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第3条(保険金を支払わない場合)⑬の精神障害

平成6年10月12日総務庁告示第75号および平成11年3月31日総務庁告示第64号に定められた分類項目中次のいずれかに該当するものとし、分類項目の内容については厚

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F 00 - F 07、F 09
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F 10 - F 19
統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F 20 - F 25、F 28、F 29
気分 [感情] 障害	F 30 - F 34、F 38、F 39
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F 40 - F 45、F 48
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F 50 - F 55、F 59
成人の人格および行動の障害	F 60 - F 66、F 68、F 69
知的障害<精神遅滞>	F 70 - F 73、F 78、F 79
心理的発達の障害	F 80 - F 84、F 88、F 89
小児<児童>期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	F 90 - F 95、F 98
詳細不明の精神障害	F 99

別表 2 保険金請求書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当社の定める身体障害状況報告書
4. 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
5. 被保険者以外の医師の診断書（当社の定める診断書に限ります。）
6. 入院日数または通院日数を記載した病院等の証明書類
7. 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
8. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
9. その他当社が普通保険約款第29条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

39. 疾病手術保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）

39 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
保険金	疾病手術保険金をいいます。

第2条（特約の適用）

この特約は、この保険契約に疾病入院保険金支払特約が付帯された場合に適用します。

第3条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が発病した疾病の治療を直接の目的として、保険期間中（注）に病院等において別表に掲げる手術を受けた場合は、この特約、疾病入院保険金支払特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

（注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間中とします。

第4条（疾病手術保険金の支払）

（1）当社は、被保険者が発病した疾病の治療を直接の目的として、保険期間中（注1）に病院等において別表に掲げる手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、保険金として被保険者に支払います。

$$\text{疾病入院保険金支払特約の} \times \text{手術の種類に応じた別表に} = \text{保険金の額}$$

$$\text{疾病入院保険金日額} \quad \text{掲げる倍率（注2）}$$

（注1）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間中とします。

（注2）同時に2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

（2）普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）に規定する手術保険

金（注）と、(1)に規定する保険金が重複して支払われる場合には、当会社は、これらの金額のうち、いずれか高い金額を支払います。

(注) 傷害を被った直接の結果として支払われるものをいい、この保険契約に付帯された他の特約の規定により支払われるものを含みます。

- (3) この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が疾病を発病した時が、この保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、疾病を発病した時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

第5条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1) 疾病入院保険金支払特約が無効の場合または取消された場合は、この特約もまた無効となりまたは取消されるものとします。
- (2) 疾病入院保険金支払特約が保険期間の途中で失効または解除となった場合は、この特約もまた同時に失効または解除となるものとします。

第6条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第1条（用語の定義）の規定中「保険金」の定義の規定は適用しません。

第7条（普通保険約款等の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第13条（告知義務）の規定中「保険契約締結」とあるのは「保険契約締結（注）」ただし、以下の（注）を加えます。
- (注) 疾病手術保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）を保険契約の途中で付帯する場合を含みます。
- ② 第13条（告知義務）(3)③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「疾病手術保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）第3条（保険金を支払う場合）の疾病を発病する前に」
- ③ 第13条（告知義務）(4)の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「疾病手術保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）第4条（疾病手術保険金の支払）(1)の手術が行われた後に」
- ④ 第13条（告知義務）(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「行われた疾病手術保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）第4条（疾病手術保険金の支払）(1)の手術」
- ⑤ 第20条（重大事由による解除）(1)①の規定中「傷害を」とあるのは「疾病の原因となった事由を」
- ⑥ 第20条（重大事由による解除）(2)②の規定中「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者が発病した疾病または被保険者が発病した疾病手術保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）第4条（疾病手術保険金の支払）(1)の手術が行われた疾病」
- ⑦ 第20条（重大事由による解除）(3)の規定中「傷害（注1）の発生」とあるのは「疾病（注1）の発病または疾病手術保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）第4条（疾病手術保険金の支払）(1)の手術が行われた疾病（注1）の発病」、「発生した傷害（注1）に対しては、」とあるのは「発病した疾病（注1）または同特約第4条（1）の手術が行われた疾病（注1）に対しては、」、「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者が発病した疾病またはその被保険者が発病した同特約第4条（1）の手術が行われた疾病」
- ⑧ 第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(7)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発病した疾病または疾病手術保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）第4条（疾病手術保険金の支払）(1)の手術が行われた疾病」
- (2) この特約が通信販売に関する特約を付した保険契約に付帯されている場合には、同特約第6条（保険契約の継続）(2)の規定中「保険期間の初日における保険料率（注）」とあるのは「保険期間の初日における被保険者の年齢に対応する保険料率（注）」と読み替えて適用します。
- (3) この特約が自動継続特約（分割払契約用）を付した保険契約に付帯されている場合には、同特約を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第6条（継続契約に適用される保険料率）の規定中「保険料率が改定された場合」とあるのは「保険料率が改定された場合および被保険者の年齢が進行することによりその被保険者の適用保険料率が変更となる場合」
- ② 第6条（継続契約に適用される保険料率）の規定中「保険料率が改定された日」とあるのは「保険料率が改定された日または被保険者の年齢が進行した日」

第8条（疾病入院保険金支払特約の適用除外）

疾病入院保険金支払特約第1条（用語の定義）の規定中「保険金」の定義および第6条（疾病の取扱い）の規定は適用しません。

第9条（疾病入院保険金支払特約の読み替え）

この特約については、疾病入院保険金支払特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第7条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「被保険者の開始した入院」とあるのは「被保険者の受けた手術」
- ② 第7条（保険責任の始期および終期）(3)①の規定中「疾病による入院」とあるのは「疾病による手術」
- ③ 第7条（保険責任の始期および終期）(3)②の規定中「開始した入院」とあるのは「受けた手術」
- ④ 第7条（保険責任の始期および終期）(3)③の規定中「開始した入院」とあるのは「受けた手術」
- ⑤ 第8条（保険期間と支払責任の関係）(1)の規定中「第4条（疾病入院保険金の支払）(1)の入院を開始した場合」とあるのは「疾病手術保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）第4条（疾病手術保険金の支払）(1)の手術を受けた場合」
- ⑥ 第10条（契約年齢または性別の誤りの訂正）(3)の規定中「第4条（疾病入院保険金の支払）(1)の入院を開始したとき」とあるのは「疾病手術保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）第4条（疾病手術保険金の支払）(1)の手術を受けたとき」

- ⑦ 第11条（入院を開始した場合の通知）（1）の規定中「第4条（疾病入院保険金の支払）（1）の入院を開始した場合」とあるのは「疾病手術保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）第4条（疾病手術保険金の支払）（1）の手術を受けた場合」
- ⑧ 第11条（入院を開始した場合の通知）（1）の規定中「その入院を開始した日から」とあるのは「その手術を受けた日から」
- ⑨ 第11条（入院を開始した場合の通知）（1）の規定中「入院の状況等」とあるのは「手術の状況等」
- ⑩ 第12条（保険金の請求）（1）の規定中「第4条（疾病入院保険金の支払）（1）の入院を終了した時または同条（1）の入院について同条（4）①および②の支払限度日数が経過した時のうちいずれか早い時から発生し、これを行使することができるもの」とします。また、同条（1）の入院が1か月以上継続する場合には、被保険者または保険金を受け取るべき者は、当会社に対し保険金の内払を請求することができます。」とあるのは、「疾病手術保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）第4条（疾病手術保険金の支払）（1）の手術を受けた時から発生し、これを行使することができるもの」とします。」

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、疾病入院保険金支払特約およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 第3条（保険金を支払う場合）および第4条（疾病手術保険金の支払）（1）に規定する手術

対象となる手術	倍率
5 皮膚・乳房の手術	
1. 植皮術（25cm ² 未満は除く。）	20
2. 乳房切断術	20
5 筋骨の手術（抜釘術は除く。）	
3. 骨移植術	20
4. 骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20
5. 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	20
6. 鼻骨観血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。）	10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）	20
8. 脊椎・骨盤観血手術	20
9. 鎖骨・肩甲骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）	20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	10
13. 筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10
5 呼吸器・胸部の手術	
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	10
15. 喉頭全摘除術	20
16. 気管、気管支、肺、胸膜手術（開胸術を伴うもの。）	20
17. 胸郭形成術	20
18. 縦隔腫瘍摘出術	40
5 循環器・脾の手術	
19. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
20. 静脈瘤根本手術	10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	40
22. 心膜切開・縫合術	20
23. 直視下心臓内手術	40
24. 体内用ペースメーカー埋込術	20
25. 脾摘除術	20
5 消化器の手術	
26. 耳下腺腫瘍摘出術	20
27. 顎下腺腫瘍摘出術	10
28. 食道離断術	40
29. 胃切除術	40
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	20
31. 腹膜炎手術	20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・脾臓観血手術	20
33. ヘルニア根本手術	10
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35. 直腸脱根本手術	20
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10

対象となる手術	倍率
§ 尿・性器の手術	
38. 腎移植手術（受容者に限る。）	40
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42. 陰茎切断術	40
43. 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44. 陰嚢水腫根本手術	10
45. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47. 帝王切開娩出術	10
48. 子宮外妊娠手術	20
49. 子宮脱・膈脱手術	20
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51. 卵管・卵巢観血手術（経腔的操作は除く。）	20
52. その他の卵管・卵巢手術	10
§ 内分泌器の手術	
53. 下垂体腫瘍摘除術	40
54. 甲状腺手術	20
55. 副腎全摘除術	20
§ 神経の手術	
56. 頭蓋内観血手術	40
57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59. 脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術	
60. 眼瞼下垂症手術	10
61. 涙小管形成術	10
62. 涙嚢鼻腔吻合術	10
63. 結膜嚢形成術	10
64. 角膜移植術	10
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66. 虹彩前後癒着剥離術	10
67. 緑内障観血手術	20
68. 白内障・水晶体観血手術	20
69. 硝子体観血手術	10
70. 網膜剥離症手術	10
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72. 眼球摘除術・組織充填術	20
73. 眼窩腫瘍摘出術	20
74. 眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術	
75. 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76. 乳様洞削開術	10
77. 中耳根本手術	20
78. 内耳観血手術	20
79. 聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術	
80. 悪性新生物根治手術	40
81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82. その他の悪性新生物手術	20

対象となる手術	倍率
§ 上記以外の手術 83. 上記以外の開頭術 84. 上記以外の開胸術 85. 上記以外の開腹術 86. 衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。） 87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20 20 10 20 10
§ 新生物根治放射線照射 88. 新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

40. 疾病通院保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）

40 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払対象期間	疾病入院保険金支払特約第4条（疾病入院保険金の支払）の疾病入院保険金が支払われるべき入院の終了日の翌日からその日を含めて保険証券記載の支払限度日数を経過した日までの期間をいいます。
疾病通院保険金日額	保険証券記載の疾病通院保険金日額をいいます。
通院	疾病入院保険金支払特約第4条（疾病入院保険金の支払）の疾病入院保険金が支払われるべき疾病を発病し、その疾病について治療が必要な場合において、病院等に通い、治療を受けることをいいます。ただし、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術のための通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤もしくは治療材料の購入もしくは受取のみの通院等は、この特約における通院に該当しません。
保険金	疾病通院保険金をいいます。

第2条（特約の適用）

この特約は、この保険契約に疾病入院保険金支払特約が付帯された場合に適用します。

第3条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が疾病を発病し、その直接の結果として、通院を開始した場合は、この特約、疾病入院保険金支払特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第4条（疾病通院保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が疾病を発病したことを直接の原因として、疾病入院保険金支払特約第4条（疾病入院保険金の支払）の疾病入院保険金が支払われるべき入院が終了した後、その疾病の治療のために通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を保険金として被保険者に支払います。

$$\text{疾病通院保険金日額} \times \text{支払対象期間における通院の日数} = \text{保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、疾病入院保険金支払特約第4条（疾病入院保険金の支払）の疾病入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、保険金を支払いません。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、保険期間後に開始した支払対象期間における通院に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる疾病を発病したとしても、当社は重複しては保険金を支払いません。
- (5) (1)に規定する保険金は、次に掲げる入院保険金または通院保険金と重複しては支払いません。なお、この場合において、重複する入院保険金または通院保険金の保険金日額が(1)に規定する保険金の保険金日額よりも高いときは、当社は、保険金日額の高い入院保険金または通院保険金を支払います。
- ① 普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)に規定する入院保険金
 - ② 普通保険約款第8条（通院保険金の支払）(1)に規定する通院保険金
 - ③ 疾病入院保険金支払特約第4条（疾病入院保険金の支払）(1)に規定する疾病入院保険金
- (6) この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が疾病を発病した時が、この保険契約の保険期間（注）の開始時より前であるときは、当社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、疾病を発病した時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。
- （注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間とします。

第5条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1) 疾病入院保険金支払特約が無効の場合または取消しされた場合は、この特約もまた無効となりまたは取消しされるものとします。
- (2) 疾病入院保険金支払特約が保険期間の途中において失効または解除となった場合は、この特約もまた同時に失効または解除となるものとします。

第6条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第1条（用語の定義）の規定中「通院」および「保険金」の定義の規定は適用しません。

第7条（普通保険約款等の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
 - ① 第13条（告知義務）の規定中「保険契約締結」**（注）**とあるのは「保険契約締結**（注）**」。**（注）**ただし、以下の**（注）**を加えます。
（注） 疾病通院保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）を保険契約の途中で付帯する場合を含みます。
 - ② 第13条（告知義務）(3)③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「疾病通院保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）第3条（保険金を支払う場合）の疾病を発病する前に」
 - ③ 第13条（告知義務）(4)の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「疾病通院保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）第4条（疾病通院保険金の支払）(1)の通院を開始した後に」
 - ④ 第13条（告知義務）(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「開始した疾病通院保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）第4条（疾病通院保険金の支払）(1)の通院」
 - ⑤ 第20条（重大事由による解除）(1)①の規定中「傷害を」とあるのは「疾病の原因となった事由を」
 - ⑥ 第20条（重大事由による解除）(2)②の規定中「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者が発病した疾病または被保険者が発病した疾病通院保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）第4条（疾病通院保険金の支払）(1)の通院を開始した疾病」
 - ⑦ 第20条（重大事由による解除）(3)の規定中「傷害**（注1）**の発生」とあるのは「疾病**（注1）**の発病または疾病通院保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）第4条（疾病通院保険金の支払）(1)の通院を開始した疾病**（注1）**の発病」、「発生した傷害**（注1）**に対しては、」とあるのは「発病した疾病**（注1）**」または「同特約第4条(1)の通院を開始した疾病**（注1）**に対しては、」、「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者が発病した疾病またはその被保険者が発病した同特約第4条(1)の通院を開始した疾病」
 - ⑧ 第23条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(7)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発病した疾病または疾病通院保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）第4条（疾病通院保険金の支払）(1)の通院を開始した疾病」
- (2) この特約が通信販売に関する特約を付した保険契約に付帯されている場合には、同特約第6条（保険契約の継続）(2)の規定中「保険期間の初日における保険料率**（注）**」とあるのは「保険期間の初日における被保険者の年齢に対応する保険料率**（注）**」と読み替えて適用します。
- (3) この特約が自動継続特約（分割払契約用）を付した保険契約に付帯されている場合には、同特約を次のとおり読み替えて適用します。
 - ① 第6条（継続契約に適用される保険料率）の規定中「保険料率が改定された場合」とあるのは「保険料率が改定された場合および被保険者の年齢が進行することによりその被保険者の適用保険料率が変更となる場合」
 - ② 第6条（継続契約に適用される保険料率）の規定中「保険料率が改定された日」とあるのは「保険料率が改定された日または被保険者の年齢が進行した日」

第8条（疾病入院保険金支払特約の読み替え）

この特約については、疾病入院保険金支払特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第6条（疾病の取扱い）(1)の規定中「第4条（疾病入院保険金の支払）(1)および(4)」とあるのは「疾病通院保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）第4条（疾病通院保険金の支払）(1)」
- ② 第7条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「被保険者の開始した入院」とあるのは「被保険者の開始した通院」
- ③ 第7条（保険責任の始期および終期）(3)①の規定中「疾病による入院」とあるのは「疾病による通院」
- ④ 第7条（保険責任の始期および終期）(3)②の規定中「開始した入院」とあるのは「開始した通院」
- ⑤ 第7条（保険責任の始期および終期）(3)③の規定中「開始した入院」とあるのは「開始した通院」
- ⑥ 第8条（保険期間と支払責任の関係）(1)の規定中「第4条（疾病入院保険金の支払）(1)の入院を開始した場合」とあるのは「疾病通院保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）第4条（疾病通院保険金の支払）(1)の通院を開始した場合」
- ⑦ 第10条（契約年齢または性別の誤りの訂正）(3)の規定中「第4条（疾病入院保険金の支払）(1)の入院を開始したとき」とあるのは「疾病通院保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）第4条（疾病通院保険金の支払）(1)の通院を開始したとき」
- ⑧ 第11条（入院を開始した場合の通知）(1)の規定中「第4条（疾病入院保険金の支払）(1)の入院を開始した場合」とあるのは「疾病通院保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）第4条（疾病通院保険金の支払）(1)の通院を開始した場合」
- ⑨ 第11条（入院を開始した場合の通知）(1)の規定中「その入院を開始した日から」とあるのは「その通院を開始した日から」
- ⑩ 第11条（入院を開始した場合の通知）(1)の規定中「入院の状況等」とあるのは「通院の状況等」
- ⑪ 第12条（保険金の請求）(1)の規定中「被保険者が第4条（疾病入院保険金

の支払) (1) の入院を終了した時または同条 (1) の入院について同条 (4) ①および②の支払限度日数が経過した時のうちいずれか早い時から発生し、これを行することができるものとします。また、同条 (1) の入院が1か月以上継続する場合には、被保険者または保険金を受け取るべき者は、当会社に対し保険金の内払を請求することができます。」とあるのは、「支払対象期間が終了した時から発生し、これを行することができるものとします。」

第9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、疾病入院保険金支払特約およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

41. 特定疾病補償対象外特約 (疾病入院保険金支払特約用)

41

第1条 (特定疾病の補償対象外)

(1) 当会社は、この特約により、保険証券記載の補償対象外期間 (注1) 中に被保険者が保険証券記載の疾病を原因として入院した場合は、疾病入院保険金支払特約第2条 (保険金を支払う場合) に定める保険金 (注2) を支払いません。

(注1) 期間の記載がない場合は、全保険期間とします。

(注2) この特約が付帯された保険契約に、疾病手術保険金支払特約または疾病通院保険金支払特約が付帯されている場合には、疾病手術保険金支払特約第3条 (保険金を支払う場合) に定める疾病手術保険金または疾病通院保険金支払特約第3条 (保険金を支払う場合) に定める疾病通院保険金を含みます。

(2) 被保険者が2名以上である場合は、保険証券記載のそれぞれの被保険者ごとに(1)の規定を適用します。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、疾病入院保険金支払特約およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

42. 支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約

42

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の定義は下表によります。

用語	定義
A T M等	現金自動預払機・現金自動支払機など、支払用カードを使用して現金を引き出しすることができる機器をいいます。
金融取引	預貯金口座・ローン口座の開設、支払用カードの作成、金銭消費貸借契約・割賦販売契約の締結等の各種金融取引をいいます。
顧問料	弁護士報酬のうち、弁護士が契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。
個人情報	被保険者に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの (注) をいいます。 (注) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。
個人情報の不正使用	個人情報を取得した者が、取得した個人情報を被保険者の財産権を侵害する目的で偽りその他不正の手段により使用することをいいます。
実費等	弁護士が、依頼者に対して弁護士報酬とは別に求める、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保管料、その他委任事務処理に要する実費等および出張交通費をいいます。ただし、保証金、供託金およびこれらに類する費用を除きます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
支払用カード	キャッシュカード、クレジットカード、ローンカードなど、そのカードを使用して、物品・権利の購入、役務の提供、金銭の借入れもしくは預貯金口座 (注) からの現金の引き出しを行うことができるカードまたは預貯金証書をいい、プリペイドカード、電子マネーおよびそれらに類似の前払式証票を除きます。 (注) 証券総合口座など預貯金口座類似のものを含みます。
支払用カードの不正使用	支払用カードを不正に取得、偽造または変造した者が、被保険者の財産権を侵害する目的で偽りその他不正の手段によりその支払用カードを使用すること、または個人情報の不正使用により、被保険者の名で金融取引が行われることをいいます。ただし、支払用カードがプリペイドカード、電子マネーまたはそれらに類似の前払式証票の機能を兼ねている場合は、それらの機能に関する取引を除きます。

用語	定義
書面による鑑定料	弁護士報酬のうち、弁護士が依頼者に対して行う書面による法律上の判断または意見の表明の対価をいいます。
着手金	弁護士報酬のうち、事件または法律事務の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果がいかなるときでも受任時に弁護士が受けるべき委任事務処理の対価をいいます。
手数料	弁護士報酬のうち、原則として1回程度の手続または委任事務処理で終了する事件または法律事務についての委任事務処理の対価をいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、置き忘れおよび紛失に起因する事故を除きます。
途中ねらい盗難	被保険者がATM等または金融機関店頭を通じ、支払用カードまたは預貯金証書を使用して現金の引き出しを完了した時から起算して1時間以内に発生した、引き出した現金(注)の盗難をいいます。ただし、警察への被害の通報または届出が、盗難が発生した時から通常要すると認められる時間内になされた場合に限りです。 (注) 業務用のものを除きます。
日当	弁護士報酬のうち、弁護士が委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件または法律事務のために拘束されること(注)の対価をいいます。 (注) 委任事務処理自体による拘束を除きます。
弁護士	弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づき日本弁護士連合会に登録された弁護士をいい、外国法事務弁護士を除きます。
弁護士報酬	書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料および日当をいい、法律相談料および顧問料を含みません。
報酬金	弁護士報酬のうち、事件または法律事務の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて弁護士が受けるべき委任事務処理の対価をいいます。
法律相談	弁護士法第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」のうち、弁護士が依頼者に対して行う法律相談(注)をいい、非訟事件および審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成、法律事務の執行等を除きます。 (注) 口頭による鑑定、電話による相談を含みます。
法律相談料	弁護士報酬のうち、法律相談の対価をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料、日当および実費等は含みません。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	弁護士費用等保険金、支払用カード不正使用等保険金または途中ねらい被害保険金をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以降同様とします。
本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額(注)をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。 (注) 表2の「保険金の計算」に記載した金額とします。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳を含みます。

第2条(保険金を支払う場合および保険金の支払額)

当社は、この特約およびこの特約が付帯された普通保険約款の規定に従い、表1の「保険金を支払う場合」に記載の損害に対して保険金を支払います。この場合において、当社が被保険者または被保険者の法定相続人に対して支払う保険金の支払額は、被保険者1名あたり表2の「支払限度額」を限度として、同表の「保険金の計算」に従い算出した額とします。

表 1

保険金の種類		保険金を支払う場合
(1) 弁護士費用等保険金	① 法律相談費用保険金	<p>個人情報の不正使用または支払用カードの不正使用が発生した場合に、被保険者が弁護士に対して法律相談料を負担したことによる損害</p> <p>1. 被保険者があらかじめ当会社の同意を得て(注)、次のいずれかの行為を行うことによって生じた有益かつ妥当な費用に限ります。</p> <p>(ア) 個人情報の不正使用または支払用カードの不正使用に関連する法律問題について弁護士に法律相談を行うこと</p> <p>(イ) 正当な権利に基づき、個人情報の不正使用または支払用カードの不正使用についての損害賠償請求権を行使するために必要な法律行為を弁護士に委任すること</p> <p>(ウ) 個人情報の不正使用または支払用カードの不正使用に関連して第三者から損害賠償請求を受けた場合に、その損害賠償の解決に必要な法律行為を弁護士に委任すること</p> <p>(注) あらかじめ当会社の同意を得ることができないことにつき正当な理由がある場合を除きます。</p>
	② 弁護士報酬等保険金	<p>個人情報の不正使用または支払用カードの不正使用が発生した場合に、被保険者が和解、仲裁(注)、調停、訴訟、民事執行の申立て、民事保全命令の申立てまたは民事訴訟法(平成8年法律第109号)に定める支払命令の申立てのために次の費用を負担したことによる損害</p> <p>ア. 弁護士報酬</p> <p>イ. 公的機関に納付する費用</p> <p>ウ. 上記以外で弁護士に支払う実費等</p> <p>(注) 公的機関の設置する裁判外紛争処理機関における紛争解決手続を含みます。</p> <p>2. 1. の行為には、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事項を目的とする行為は含みません。</p> <p>(ア) 保険者に対する損害賠償請求</p> <p>(イ) 日本国外の法令に基づいて被害の回復をはかることもしくは日本国外において被害の回復をはかることまたはこれに関連する法律相談</p> <p>(ウ) 1. (イ) に規定する行為のうち、社会通念上不当な損害賠償請求</p>
(2) 支払用カード不正使用等保険金	<p>支払用カードの不正使用の結果として、被保険者に金銭的損害が生じた場合(注)の、その損害</p> <p>(注) 支払用カードの会員規約等の定めにより、被保険者に損害の負担義務がない場合を除きます。</p>	
(3) 途中ねらい被害保険金	<p>途中ねらい盗難によって被保険者に損害が生じた場合の、その損害</p>	

表 2

保険金の種類		保険金の支払額	
		保険金の計算	支払限度額
(1) 弁護士費用等 保険金	① 法律相談費用 保険金	被保険者が負担した法律相談料と同額	1回の相談につき 1万円、1 回の事故に つき5万円
	② 弁護士報酬 等保険金	被保険者が負担した費用の額－弁護士報酬等 免責金額（3万円）	1回の事故 につき 300万円
(2) 支払用カード不正 使用等保険金		損害の額（注）－支払用カード不正使用 等免責金額（3万円） （注）支払用カードの発行者もしくは金融取引の相手方が提供する補償制度等（保険契約を含みます。）により補償を受けることができる場合は、それらの額を除いた額。	1回の事故 につき 100万円
(3) 途中ねらい被害 保険金		損害の額（注）－途中ねらい被害免責金額（3万円） （注）携行品損害補償特約またはこれに類似の損害を補償する他の保険契約等の規定により保険金が支払われる場合は、それらの額を除いた額。	1回の事故 につき 200万円

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、表3および表4に該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

表 3

保険金の種類	保険金を支払わない場合
(1) 弁護士費用等 保険金	次のいずれかに該当する事由に起因する損害 ア. 被保険者が被った身体的な傷病、障害、精神的ショック、精神的苦痛または精神障害
(2) 支払用カード不正 使用等保険金	イ. 被保険者が支払用カードの会員規約等に定められた義務を怠った場合の、その支払用カードの不正使用 ウ. 支払用カードの受領代理人による、その支払用カードの不正使用

表 4

保険金の種類	保険金を支払わない場合
(1) 弁護士費用等保険金	<p>① 次のいずれかに該当する事由によって生じた事故に起因する損害</p> <p>ア. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の親族もしくは法定代理人（注1）の故意もしくは重大な過失、またはこれらの者が行った犯罪行為もしくは不誠実行為</p> <p>イ. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の親族もしくは法定代理人（注1）があらかじめ知っていた、または第三者と共謀して行った犯罪行為または不誠実行為</p> <p>ウ. 被保険者の同居人、留守居人もしくは家事使用人または被保険者の居住する住宅への出入りが常時可能な者が行った犯罪行為または不誠実行為</p> <p>エ. 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の親族もしくは法定代理人（注2）の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りま</p>
(2) 支払用カード不正使用等保険金	<p>オ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）</p> <p>カ. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による著しい秩序の混乱</p> <p>キ. 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性</p> <p>ク. オおよびキの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱</p> <p>ケ. キ以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p> <p>（注2）その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p> <p>（注3）群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。</p> <p>（注4）使用済燃料を含みます。</p> <p>（注5）原子核分裂生成物を含みます。</p>
(3) 途中ねらい被害保険金	<p>② 次のいずれかに該当する事由に起因する損害</p> <p>ア. 被保険者相互間で発生した事故</p> <p>イ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注）等の影響を受けているおそれがある状態で発生した事故</p> <p>ウ. 被保険者に対する刑の執行</p> <p>エ. 差押さえ、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</p> <p>オ. 被保険者の職務遂行のために現金を引き出したことに起因する事故</p> <p>（注）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。</p>

第4条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次の者をいいます。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族

(2) (1) の本人またはその配偶者との続柄は、事故発生時におけるものをいいます。

第5条（保険期間中の支払限度額）

当会社が第2条（保険金を支払う場合および保険金の支払額）の規定に従い支払う保険金の合計額は、次に掲げる額を限度とします。

- ① この特約が付帯された保険契約の保険期間が1年を超える場合は、各保険年度毎に500万円、保険期間を通じて1千万円
- ② ①以外の場合は、保険期間を通じて500万円

第6条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 保険期間は、その初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻をいいます。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領取前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

(4) 当会社は、保険期間中に事故が発生した場合に限り保険金を支払います。ただし、第2条（保険金を支払う場合および保険金の支払額）(1) の弁護士費用等保険金に関しては、次の場合に限り支払います。

- ① 保険期間が1年以内の契約においては、保険期間中に事故が発生し、かつ、被保険者またはその法定相続人が、保険期間終了後翌日から起算して1年以内に第2条(1)1. に規定するいずれかの行為を開始した場合
- ② 保険期間が1年を超える契約においては、保険期間中に事故が発生し、かつ、被保険者またはその法定相続人が、その事故が発生した日の属する保険年度終了

後翌日から起算して1年以内に第2条（1）1．に規定するいずれかの行為を開始した場合

- (5) 事故が発生した時を特定することが困難な場合は、当社は、事故が発生したと合理的に推定される時または損害が最初に発見された時のいずれか早い時に発生したものとみなします。
- (6) 同一の原因により発生した一連の事故は、発生の時（注）、場所または損害賠償請求の相手方の数等に関わらず1回の事故とみなし、最初の事故が保険期間中に発生した場合に限り、この保険契約によって保険金を支払います。
（注）この保険契約の保険期間中であると否とを問いません。
- (7) 1回の事故により発生した一連の損害は、発生の時（注）、場所または損害賠償請求の相手方の数等に関わらず1回の損害とみなします。
（注）この保険契約の保険期間中であると否とを問いません。

第7条（事故が発生した場合の通知および義務）

- (1) 表5の「通知事由」に該当する場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、同表の「通知期限」に記載の期限までに、書面、ファクシミリまたはその他の通信手段により、同表の「通知先」に記載の通知先に対し、「通知内容」に記載の内容を通知しなければなりません。この場合において、当社が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

表5

通知事由	通知期限	通知先	通知内容
① 保険金の請求を行う可能性のある事故が発生した場合	事故が発生したことを知った日からその日を含めて30日以内	当会社	次に定める事項のうち当会社の求める事項の詳細 （ア）事故発生状況および損害の程度 （イ）損害賠償請求の相手方に関する情報およびそれまでの交渉状況 （ウ）支払用カードに関する情報および支払用カードの発行者との交渉状況。ただし、第2条（保険金を支払う場合および保険金の支払額）（3）に掲げる場合を除きます。 （エ）不正に行われた金融取引に関する情報および金融取引の相手方との交渉状況。ただし、第2条（3）に掲げる場合を除きます。 （オ）法律相談を行う弁護士または法律行為を委任する弁護士。ただし、第2条（1）に掲げる場合に限りです。
② 通知内容に記載の事項を行おうとする場合	事前	当会社	次のいずれかに該当する事項 （ア）法律相談を行う弁護士の変更 （イ）委任契約の解除または変更 （ウ）新たな弁護士への委任（注） （注）新たな委任契約の締結を含みます。

通知事由	通知期限	通知先	通知内容
③ 通知内容に記載の事実が発生したことを知った場合	速やかに	(ア) 警察署 (イ) 個人信用情報機関。ただし、個人情報の不正使用または支払用カードの不正使用が発生した場合に限りません。 (ウ) 被保険者が所有する支払用カードの発行者および金融取引の相手方 (注) (注) 下記④の通知事由に該当する場合は、下記④の規定に従うものとします。 (エ) その他当社が個別に求めた届出先	次のいずれかに該当する事実 (ア) 事故が発生したと。 (イ) 支払用カードまたは個人情報に記載・記録された物の盗難または紛失が発生したと。 (ウ) 個人情報を第三者が不正に取得したと。
④ 通知内容に記載の事実が発生したことを知った場合	それらの事実を知った時 (注) から48時間以内 (注) 支払用カードの発行者または金融取引の相手方に対して営業時間外であること等の理由により連絡ができない状態のときは、次の営業時間が開始した時とします。	被保険者が所有する支払用カードの発行者および金融取引の相手方	次のいずれかに該当する事実 (ア) 個人情報の不正使用もしくは支払用カードの不正使用が発生したこと。 (イ) 支払用カード (注) を盗難もしくは紛失し、または偽造もしくは変造されたこと。 (注) この場合における支払用カードには、それらの事実を知った時に不正使用されていないものを含みます。

- (2) 当社は、(1) の通知事項の一部の省略を認めることができます。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、速やかに次に掲げる事項を行わなければなりません。
- ① 損害または費用を防止または軽減するために必要な措置を講ずること。
 - ② 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること。
 - ③ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、ただちに書面をもって当会社に通知すること。
 - ④ 支払用カードの発行者もしくは金融取引の相手方が提供する補償制度等 **(注)** により補償を受けることができる場合は、補償を受けるために必要な手続きをとること。
- (注)** 保険契約を含みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、当社が特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なくこれを提出するとともに、その他当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がないのに(1) から(4) までの規定に違反した場合、またはその通知または証明において知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条 (保険金を支払う場合および保険金の支払額) の損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 損害を証明する書類
 - ② 盗難による損害の場合は、公の機関 **(注)** の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ③ その他当社が次条(1) に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (注)** やむを得ない場合には、第三者とします。
- (3) (2) の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容 **(注)** の確認について、書

面をもって事実を告げなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みません。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、(2)の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。
- (6) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族(注) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (7) (6)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (8) 当社は、損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)および(5)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (9) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(8)の規定に違反した場合は(2)、(3)、(5)、(6)もしくは(8)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条(保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害発生状況、損害発生有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)、(5)および(6)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①から⑤までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)、(5)および(6)の規定による手続を完了した日をいいます。
(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- 第2条(保険金を支払う場合および保険金の支払額)(1)から(3)までの損害または費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の合計額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合

損害の合計額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注）それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条（時効）

保険金請求権は、第8条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第12条（代位）

（1）第2条（保険金を支払う場合および保険金の支払額）の損害が生じたことにより被保険者または法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の全額を保険金として支払った場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する（1）もしくは（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

（4）保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく（3）の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第1条（用語の定義）の規定中「保険金」の定義、第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）、第12条（保険責任の始期および終期）、第21条（被保険者による保険契約の解除請求）、第27条（事故の通知）、第28条（保険金の請求）、第29条（保険金の支払時期）、第31条（時効）および第32条（代位）の規定は適用しません。

第14条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第13条（告知義務）（3）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約第2条（保険金を支払う場合および保険金の支払額）の損害が発生する前に」
- ② 第13条（告知義務）（4）および（5）の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ③ 第20条（重大事由による解除）の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ④ 第23条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（7）の規定中「傷害」とあるのは「損害」

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

43. 支払限度額・免責金額変更特約

（支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約用）

第1条（保険金支払に関する特則）

（1）支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約第2条（保険金を支払う場合および保険金の支払額）の規定にかかわらず、当社が被保険者または被保険者の法定相続人に支払う保険金の支払額は、被保険者1名あたり下表の「支払限度額」を限度として、同表の「保険金の計算」に従い算出した額とします。

保険金の種類		保険金の支払額	
		保険金の計算	支払限度額
(1)	弁護士費用等保険金	① 法律相談費用保険金	
		② 弁護士報酬等保険金	
(2)	支払用カード不正使用等保険金		
(3)	途中ねらい被害保険金		

（2）支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約第5条（保険期間中の支払限度額）の規定にかかわらず、当社が支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約および（1）の規定に従い支払う保険金の合計額は、次に掲げる額を限度とします。

--

44. 弁護士費用等保険金補償対象外特約 (支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約用)

44

第1条 (保険金支払に関する特則)

当社は、この特約により、支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約第2条(保険金を支払う場合および保険金の支払額)(1)の規定にかかわらず、弁護士費用等保険金を支払いません。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

45. 支払用カード不正使用等保険金補償対象外特約 (支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約用)

45

第1条 (保険金支払に関する特則)

当社は、この特約により、支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約第2条(保険金を支払う場合および保険金の支払額)(2)の規定にかかわらず、支払用カード不正使用等保険金を支払いません。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

46. 途中ねらい被害保険金補償対象外特約 (支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約用)

46

第1条 (保険金支払に関する特則)

当社は、この特約により、支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約第2条(保険金を支払う場合および保険金の支払額)(3)の規定にかかわらず、途中ねらい被害保険金を支払いません。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

47. 継続時の補償範囲に関する特約 (支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約用)

47

第1条 (適用契約の範囲)

この特約は、次のすべてを満たす場合に適用します。

- ① この保険契約に支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約が付帯されている場合
- ② この保険契約に自動継続特約(分割払契約用)、通信販売に関する特約、通信販売に関する特約(積立型基本特約(無配当型)付帯契約用)、保険契約の自動継続に関する特約(A)(積立型基本特約(無配当型)付帯契約用)もしくは保険契約の自動継続に関する特約(B)(積立型基本特約(無配当型)付帯契約用)が付帯され、保険契約の継続の規定が適用される場合
- ③ 当会社と保険契約者との間であらかじめ継続時の補償範囲に関する合意がある場合

第2条 (補償範囲の変更)

- (1) 支払用カード・個人情報不正使用被害等補償特約が補償する範囲の一部または全部について、法令等の新設または改正により、被保険者に損害負担義務がなくなった場合または被保険者が公的な補償を受けられるようになった場合には、継続後の保険契約について、補償範囲および保険料を削除または削減することがあります。
- (2) (1)の規定により補償範囲および保険料が削除または削減された場合でも、この保険契約と継続後の保険契約は同一の内容で継続されたものと見なし、前条②の保険契約の継続の規定を適用します。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

48. 自動車運転中の傷害危険補償特約 (運転者記名・車不特定方式用)

48

当社は、この特約により、被保険者が日本国内において自動車を運転中に被った傷害に限り、保険金を支払います。

49. 死亡保険金のみを支払特約

49

第1条 (死亡保険金のみを支払)

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金のみを支払うものとします。

第2条 (普通保険約款の読み替え)

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款第16条（保険契約の無効）②「② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、その者の同意を得なかった場合」
 ② 普通保険約款第33条（死亡保険金受取人の変更）（7）「（7）（2）および（5）の規定による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。」
 （2）（1）の規定は、この特約が付帯された保険契約に、死亡保険金以外の保険金を支払う特約が付帯されている場合には適用しません。

50. 死亡保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約

50

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

51. ホームヘルパー費用補償特約

51

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家事従事者	被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯等の家事を主として行う者をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
入院保険金	普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）の入院保険金をいいます。
ホームヘルパー	炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。
ホームヘルパー雇入時	ホームヘルパーを雇い入れたときをいいます。
保険金	ホームヘルパー費用保険金をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、入院保険金が支払われるべき場合において、被保険者が家事に従事できなくなったことにより、被保険者の行うべき家事を代行するために被保険者の家庭においてホームヘルパー雇入時には、これによって被保険者が負担した費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。
 （2）被保険者が（1）の傷害を被った時に、被保険者が家事従事者でなかった場合には、当会社は保険金を支払いません。
 （3）（1）の費用は、入院保険金の支払を受けるべき期間中に被保険者が負担したホームヘルパーの雇入費用（注）とします。
 （注）ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害を被ったことにより、被保険者が前条（1）の費用を負担した場合は、保険金を支払いません。
 ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注4）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注5）
 ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ⑪ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
 （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物をいいます。

(注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注6) 使用済燃料を含みます。

(注7) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条(保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって傷害を被ったことにより、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用を負担した場合は、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が別表に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払いません。
 - イ. 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用車を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条(保険金の支払額)

- (1) 当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、被保険者が負担した雇入費用(注)の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。

(注) ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます。

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、被保険者が負担した雇入費用(注)について第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた額を被保険者が負担した雇入費用(注)の額から差し引くものとします。(注) ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます。

第6条(保険金の支払限度額)

当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額を限度とします。

$$\text{保険証券記載の「支払限度基礎日額」} \times \text{ホームヘルパーの雇入日数(注)} = \text{保険金の支払限度額}$$

(注) 入院保険金を支払うべき日数を限度とします。

第7条(事故の通知)

- (1) ホームヘルパー雇入時には、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生状況および傷害の程度等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条(保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款別表4に掲げる入院保険金請求のときの必要書類のほか、次に定める書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 雇入費用(注)の支出を証明する書類
 - ② その他当社が普通保険約款第29条(保険金の支払時期)(1)に定める必要確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの(注) ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます。
- (3) (2)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容(注)の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。(注) 既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(6) (5)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(7) 当社は、事故の内容または損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(5)もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第5条（保険金の支払額）の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合

第5条の費用の額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注）それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条（時効）

保険金請求権は、第8条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条（代位）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が費用の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第1条（用語の定義）の規定中「保険金」の定義、第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）、第27条（事故の通知）、第28条（保険金の請求）、第29条（保険金の支払時期）(2)③、第31条（時効）および第32条（代位）の規定は適用しません。

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 第12条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「事故による傷害」とあるのは「事故を原因として発生したホームヘルパー費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用」

② 第13条（告知義務）(3)③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「ホームヘルパー費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用が発生する前に」

③ 第13条（告知義務）(4)および(5)の規定中「傷害」とあるのは「ホームヘルパー費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用」

④ 第20条（重大事由による解除）の規定中「傷害」とあるのは「ホームヘルパー費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用」

⑤ 第23条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(7)の規定中「傷害」とあるのは「ホームヘルパー費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用」

⑥ 第29条（保険金の支払時期）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「ホームヘルパー費用補償特約第8条（保険金の請求）(2)および（5）の規定による手続」、同条（1）①の規定中「傷害発生」とあるのは「傷害発生および同特約第2条（保険金を支払う場合）(1)に掲げるホームヘルパーの雇入」、同条（1）③の規定中「事故と傷害との関係」とあるのは「事故と傷害発生および同特約第2条（1）に掲げるホームヘルパーの雇入との関係」

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保

険約款の規定を準用します。

別表 第4条（保険金を支払わない場合—その2）の職業

オートテスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注1）テストライダーをいいます。

（注2）動物園の飼育係を含みます。

（注3）レフリーを含みます。

(1) 賠償責任保険普通保険約款

(1)

第1章

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
財物の破損	財物の滅失、損傷もしくは汚損をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2章

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が、他人の身体の障害または財物の破損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合-その1)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(注1)の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (保険金を支払わない場合-その2)

当社は、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ② 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が、被保険者の業務(注1)に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

- ④ 排水または排気（注2）に起因する損害賠償責任

（注1）家事を除きます。

（注2）煙を含みます。

第5条（損害賠償請求解決の特則）

当社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができません。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

第6条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 第23条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 第23条④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - ③ 保険事故の原因となると思われる偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによつて要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用
 - ④ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および前条の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用
 - ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- （注）収入の喪失を含みません。

第7条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\left(\begin{array}{l} \text{被保険者が損害賠償} \\ \text{請求権者に対して負} \\ \text{担する法律上の損害} \\ \text{賠償責任の額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{前条①から③} \\ \text{までの費用} \end{array} \right) - \begin{array}{l} \text{被保険者が損害賠償請求権者} \\ \text{に対して損害賠償金を支払っ} \\ \text{たことにより取得するものが} \\ \text{ある場合は、その価額} \end{array}$$

－ 保険証券記載の免責金額 ＝ 保険金の額

- (2) 当社は、(1)に定める保険金のほか、前条④および⑤に定める費用を支払います。

第8条（先取特権）

- (1) 身体の障害または財物の破損にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第6条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合（注1）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（注2）
- （注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。
- （注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）第6条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第9条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険金額が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第6条（費用）の規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第3章 基本条項

第3章

第10条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項につい

て、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2) に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第18条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第12条 (通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、当社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第18条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- (6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (7) (6) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第18条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第13条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第14条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第15条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第16条 (保険契約の解除)

- (1) 当社は、保険契約者が第19条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)または(2)の追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (2) 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第17条 (重大事由による解除)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらのものに対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) 当社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

(注) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は次の損害については適用しません。

① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第18条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第19条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第11条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき別表により計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間(注)に対する保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

- (3) (1)および(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、第16条(保険契約の解除)(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

- (4) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、別表により計算した未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第20条(保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 第14条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。

- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対する日割をもって計算した保険料を返還します。

第21条(保険料の返還—取消しの場合)

- 第15条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合に、当社は、保険料を返還しません。

第22条(保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第11条(告知義務)(2)、第12条(通知義務)(2)、同条(6)、第16条(保険契約の解除)(1)、第17条(重大事由による解除)(1)、同条(2)またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対する日割をもって計算した保険料を返還します。

- (2) 第16条(保険契約の解除)(2)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、別表により計算した未経過期間に対する保険料を返還します。

第23条(事故発生時の義務)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故(注1)が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止に努め、またはその他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。

② 事故(注1)発生の日時、場所および事故(注1)の概要を直ちに当社に通知すること。

③ 次の事項を遅滞なく、書面で当社に通知すること。

ア. 事故(注1)の状況、被害者の住所および氏名または名称

イ. 事故(注1)発生の日時、場所または事故(注1)の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

- ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 他人に損害賠償の請求（注2）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
 - ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注3）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑧ ①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力すること。
- （注1） 保険事故または保険事故の原因となるべき偶然な事故をいいます。
（注2） 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
（注3） 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第24条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条②から③までまたは⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
 - ③ 前条④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- （注） 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金を支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、第7条（支払保険金の計算）の規定により算出した額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第26条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行わせることができます。
 - (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書（注1）については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 公の機関が発行する交通事故証明書（注1）
 - ③ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑦ 他人の財物の破損に関して支払われる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注2）および被害が生じた物の写真（注3）
 - ⑧ その他当社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （注1） 人の死傷を伴う事故または自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。
（注2） 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
（注3） 画像データを含みます。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注） 法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保

險金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

- (5) 当社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条 (保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生時の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第28条 (時効)

保険金請求権は、第26条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第29条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第30条 (保険契約者の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第31条 (保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するも

のとします。

- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第32条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

<別表>

追加保険料、返還保険料については、次の短期料率を乗じて計算した保険料を請求または返還します。

- (1) 保険料が追加となる場合に適用する短期料率

<p>未經過期間に対する 下表に掲げる短期料率</p>

- (2) 保険料が返還となる場合に適用する短期料率

<p>100%</p>	—	<p>既経過期間に対する 下表に掲げる短期料率</p>
-------------	---	---------------------------------

未經過期間	既経過期間	7日 日まで	15日 日まで	1か月 日まで	2か月 日まで	3か月 日まで	4か月 日まで	5か月 日まで	6か月 日まで	7か月 日まで	8か月 日まで	9か月 日まで	10か月 日まで	11か月 日まで	12か月 日まで
短期料率		10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

ただし、この保険契約に適用される特約の規定により、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、その特約の定めるところによります。

(2) 個人特別約款

(2)

第1条 (用語の定義)

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の本人をいいます。
住宅	居住のための保険証券記載の住宅(注)をいいます。 (注) 敷地内の動産および不動産を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条 (保険金を支払う場合—その1)

当会社は、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)に規定する損害に対して、日本国内において発生した次のいずれかの事故による損害にかぎり、保険金を支払います。

- ① 記名被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活(注)に起因する偶然な事故
(注) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条 (保険金を支払う場合—その2)

普通保険約款第4条(保険金を支払わない場合—その2)③の規定は、被保険者が家事使用人として使用する者については適用せず、保険金を支払います。

第4条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)および第4条(保険金を支払わない場合—その2)のいずれかに規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害についても保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② もっぱら被保険者の職務に用いられる動産または不動産(注1)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ④ 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑤ 航空機、船舶・車両(注2)または銃器(注3)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (注1) 住宅の一部がもっぱら被保険者の職務に用いられる場合は、その部分を含

みます。

(注2) 原動力がもっぱら人力であるものを除きます。

(注3) 空気銃を除きます。

第5条 (被保険者の範囲)

(1) この特別約款における被保険者は、次のいずれかに該当する者(注)とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

(注) 責任能力のない者を含みません。

(2) (1)の記名被保険者と記名被保険者以外の被保険者との続柄は、第2条(保険金を支払う場合—その1)および第3条(保険金を支払う場合—その2)の規定に定める損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(3) 被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとに前条の規定を適用します。

(4) 保険契約締結の後、記名被保険者が死亡した場合(注)には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。

- ① (1)②から④までのうち新たに記名被保険者となる者の同意を得て、記名被保険者をその者に変更すること。
- ② この保険契約を解除すること。

(注) 次条に該当する場合を除きます。

(5) 記名被保険者が死亡した場合でも、(4)の手続が行われるまでの間、(1)および(2)の規定の適用は、その記名被保険者との続柄によるものとします。

第6条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、前条(1)に規定する被保険者がいなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

第7条 (普通保険約款の読替え)

この特別約款については、普通保険約款第17条(重大事由による解除)(1)③の規定における「保険契約者」を「保険契約者または記名被保険者」、同条(2)の規定における「被保険者」を「記名被保険者以外の被保険者」と読み替えて、普通保険約款を適用します。

第8条 (普通保険約款の準用)

この特別約款に定めのない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(3) ゴルフ特別約款

(3)

第1条 (用語の定義)

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
クラブ等	ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。
ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似の競技を除きます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目がいかなる場合でも、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいい、これに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいい、これに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持・向上を目標に、クラブ等を使用してくり返しスイングを行うことをいい、これに付随してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。また、これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
スイング	クラブ等を動かす意思でクラブ等を前後方向へ動かすことをいいます。

第2条 (保険金を支払う場合—その1)

当会社は、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)に規定する損害に対して、被保険者が行うゴルフの練習、ゴルフの競技またはゴルフの指導中の場合のみ、保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払う場合—その2)

普通保険約款第4条(保険金を支払わない場合—その2)③の規定は、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディについては適用せず、保険金を支払います。

第4条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)および第4条(保険金を支払わない場合—その2)に規定する損害のほか、被保険者が自動車(注)

の所有、使用または管理に起因して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払いません。

(注) ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

第5条 (普通保険約款の準用)

この特別約款に定めのない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(4)

(4) 特 約

1. 個人国外危険補償特約

1

この保険契約は、日本国外において発生した個人特別約款第2条（保険金を支払う場合—その1）①または②のいずれかに規定する事故についても適用します。

2. 保険契約の継続に関する特約

2

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続確認日	この保険契約の満了する日の属する月の3か月前の応当日をいいます。
継続契約	この保険契約を継続する保険契約をいいます。
継続証券	保険証券または保険契約継続証券をいいます。
継続保険料	保険料を一括して払い込む場合は、継続契約の総保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、継続契約の第1回分割保険料をいいます。
約款・料率等	普通保険約款、特約または保険料率（注）等をいいます。 （注）保険料率の適用規定を含みます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険契約の継続)

(1) 継続確認日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日の内容と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。

(2) (1)の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証券を保険契約者に交付します。

第4条 (継続証券に記載する契約条件等)

前条(2)に規定する継続証券に記載する契約条件等は、この保険契約が満了する日の内容と同一とします。

第5条 (継続契約の分割保険料および払込方法)

(1) 継続契約の第1回分割保険料は継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日に、第2回目以降の分割保険料はその翌月の応当日から毎月払込むものとします。

(2) (1)にかかわらず、継続契約に適用される他の特約の規定により、別の払込期日が定められている場合は、その規定に従うものとします。

第6条 (継続保険料払込み前の事故)

(1) 払込期日までに継続保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続保険料を払込期日後1か月以内に当会社の指定する場所に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が払込期日後1か月を経過した日までに継続保険料を払い込んだ場合には、継続保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して、普通保険約款第10条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は適用しません。

(3) (2)の規定により、被保険者または損害賠償請求権者が、継続保険料払込み前の事故について保険金または損害賠償額の支払を受ける前に、保険契約者は、継続保険料を当会社に払い込まなければなりません。

(4) (1)、(2)および(3)の規定にかかわらず、継続契約に適用される他の特約の規定により、保険料払込みに関する猶予規定が別に定められている場合は、その規定に従うものとします。

第7条 (解除—継続保険料不払の場合)

(1) 当会社は、継続保険料の払込期日後1か月を経過した後も、継続保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、普通保険約款第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第8条 (継続契約に適用される制度・料率等)

当会社が、約款・料率等を改定した場合には、改定後の約款・料率等が継続契約に適用されます。

第9条 (継続確認日以後の継続契約の条件の変更)

(1) この保険契約において継続確認日以後に事故が生じた場合等、継続契約に適用すべき保険契約の条件または割引・割増を変更する必要があるときは、当会社は、

継続証等に記載された内容と異なる保険契約の条件または割引・割増を継続契約に適用することができるものとします。

- (2) (1) の場合には、当会社は、変更後の保険契約の条件を通知書に記載し、保険契約者にあてた書面を送付することによりその旨を通知します。

第10条 (継続契約の告知義務)

(1) 第3条 (保険契約の継続) (1) の規定によりこの保険契約が継続される場合において、継続確認日の前後を問わず、継続証等に記載された事項および継続証等に当会社が記載した事項に変更があった場合は、保険契約者、継続証等記載の被保険者は、これを当会社に告げなければなりません。

- (2) (1) の告知については、普通保険約款第11条 (告知義務) の規定を適用します。

第11条 (更新)

この特約の規定により、保険契約が継続された場合には、継続された契約をこの特約にいう「この保険契約」としてこの特約の規定を適用します。以後毎年同様とします。

第12条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

3. 保険料分割払特約 (一般用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条 (分割保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第4条 (分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (追加保険料の払込み)

(1) 普通保険約款第19条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (1)、(2) および (4) に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、同条の規定にかかわらず、別表により計算した保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が普通保険約款第19条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (4) に定めるところに従い、当会社が (1) に定める追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日までに追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款 (注) の規定に従い、保険金を支払います。

(注) この保険契約について適用される他の特約を含みます。

第6条 (分割保険料不払の場合の免責)

当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条 (保険契約の解除—分割保険料不払の場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日 (注1) までに、次回払込期日 (注1) に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合 (注2)

(注1) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。

(注2) 当会社が、保険契約者に対し分割保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(2) (1) の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、普通保険約款第18条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、次の時から、それぞれ将来に向かって生じます。

① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日 (注)

(注) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。

(3) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、別表により計算した保険料を返還します。

第8条（普通保険約款の読替え）

この特約により、普通保険約款第20条（保険料の返還—無効または失効の場合）および第22条（保険料の返還—解除の場合）の規定における「未経過期間に対する日割をもって計算した保険料」を、「保険料分割払特約（一般用）別表により計算した保険料」とそれぞれ読み替えて、普通保険約款を適用します。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

〈別表〉

追加保険料、返還保険料については、次の月割係数を乗じて計算した保険料を請求または返還します。

(1) 保険料が追加となる場合に適用する月割係数

未経過期間に対する
下表に掲げる月割係数

(2) 保険料が返還となる場合に適用する月割係数

1

既経過期間に対する
下表に掲げる月割係数

未経過期間	既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
		1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	11/12	11/12	12/12

4. 保険料支払に関する特約

4 第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日後10日以内に払い込むものとします。

第2条（保険料払込前の事故）

当会社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）に規定する払込期日までに、保険料の支払を怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

前条による解除の効力は、普通保険約款第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

5. ゴルフ用品補償特約

5 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいい、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品（注1）について次のいずれかにより生じた損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

① 盗難（注2）。ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りま。

② ゴルフクラブの破損または曲損

（注1） 保険証券記載のものに限りま。

（注2） 不法侵入者による損傷もしくは汚損を含みま。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）または第4条（保険金を支払わない場合—その2）に規定する損害のほか、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかによる損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人（注）の重大な過失

② 火災の際における不法侵入者によって行われた盗難

③ ゴルフ用品の自然の消耗または性質による変質その他類似の事由

④ ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失

(注) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第4条 (費用)

当社は、被保険者があらかじめ当社の同意を得て損害の生じたゴルフ用品を発見回収するために支出した費用を支払います。

第5条 (支払保険金の計算)

当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

損害の生じたゴルフ用品の損害発生時における時価によって算出した損害額の全額 + 前条に定める費用 = 保険金の額

第6条 (被害物についての当社の権利)

(1) 当社が保険金として保険金額全額を支払った場合は、ゴルフ用品について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金(注)の額が損害発生時における時価に達しない場合には、当社は、支払った保険金(注)の額の損害発生時における時価に対する割合によってその権利を取得します。

(注) 第4条(費用)の費用は含みません。

(2) (1)の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払った場合は、ゴルフ用品について被保険者が有する所有権その他の物権は当社に移転しません。

第7条 (残存保険金額)

当社が保険金を支払った場合は、保険金額からその支払額を差し引いた残額をもって、損害が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。

第8条 (保険金の請求)

(1) 当社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の損害が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 当社の定める事故状況報告書

③ 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合は、警察署の盗難届出証明書にかぎりず。

④ 保険の対象の損害の程度を証明する書類

⑤ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)

⑥ その他当社が普通保険約款第27条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または損害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (時効)

保険金請求権は、前条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第10条 (普通保険約款の読替え)

この特約により、普通保険約款第27条(保険金の支払時期)の規定における「前条(2)および(3)」を「この特約第8条(保険金の請求)(2)および(3)」と読み替えて、普通保険約款を適用します。

第11条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款およびゴルフ特別約款の規定を準用します。

6. ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
アルバトロス	各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でボールがホール（球孔）に入ることを行います。ただし、ホールインワンの場合を除きます。
ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し（注）、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 （注）ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は除きます。
ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目がいかなる場合でも、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場に対する記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを行ったゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
終日クローズ	ゴルフ競技を全くできなかったことをいいます。
祝賀会費用	ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内（注）に開催された祝賀会に要する費用をいいます。 （注）祝賀会としてゴルフ競技を行う場合には、積雪により終日クローズした期間のうち当会社の認める期間を延長します。
贈呈用記念品購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
同伴キャディに対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを行った記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
保険金額	保険証券記載のホールインワン・アルバトロス費用の保険金額をいいます。
ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール（球孔）に入ることを行います。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、慣習として次のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。ただし、保険金額を限度とします。

- ① 贈呈用記念品購入費用。ただし、次のいずれかの購入費用を除きます。
 - ア. 貨幣、紙幣
 - イ. 有価証券
 - ウ. 商品券等の物品切手
 - エ. プリペイドカード（注）
- ② 祝賀会費用
- ③ ゴルフ場に対する記念植樹費用
- ④ 同伴キャディに対する祝儀
- ⑤ その他慣習として負担することが適当であると認められる費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。
（注）被保険者がホールインワン・アルバトロス達成を記念して特に作成したものを除きます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当するホールインワンまたはアルバトロスについては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス
- ② 被保険者がゴルフ場の使用人（注）である場合、その被保険者が実際に使用されているゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス
（注）臨時雇いを含みます。

第4条（被保険者の範囲）

この特約において、被保険者とは、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第2条の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合

第2条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第6条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の損害が生じた時から発生し、これを行することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 次の者すべてが署名または記名押印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
 - ア. 同伴競技者(注)
 - イ. そのゴルフ場に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者として使用したキャディ。ただし次の(ア)(イ)(ウ)のいずれかを提出できる場合はキャディの署名または記名押印は不要です。
 - (ア) そのゴルフ場の使用者で被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した者1名以上が署名または記名押印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
 - (イ) 被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に被保険者が参加している間に達成したホールインワンまたはアルバトロスで、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員1名以上が署名または記名押印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
 - (ウ) 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことが確認できるビデオ映像等、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に立証することができる資料
 - ウ. そのゴルフ場の責任者
 - ③ 第2条(保険金を支払う場合)の①から⑤までに規定するいずれかの費用の支払を証明する領収書
 - ④ その他当会社が求める書類(注) ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は同伴競技者の署名または記名押印は不要です。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるとき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族(注) 法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または、(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条 (保険金額の自動復元)

当会社が保険金を支払った場合においても、保険金額は減額しません。

第8条 (時効)

保険金請求権は、第6条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第9条 (普通保険約款の読替え)

この特約により、普通保険約款第27条(保険金の支払時期)の規定における「前条(2)および(3)」を「この特約第6条(保険金の請求)(2)および(3)」と読み替えて、普通保険約款を適用します。

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびゴルフ特別約款の規定を準用します。

7. 通信販売に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続確認日	この保険契約の満了する日の属する月の3か月前の応当日をいいます。
継続契約	この保険契約を継続する保険契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証をいいます。

用語	定義
継続保険料	保険料を一括して払い込む場合は、継続契約の総保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、継続契約の第1回分割保険料をいいます。
払込期日	保険証券、その他当社が発行する保険料の支払いに関する書面等に記載した保険料の払込期日をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
申込書	所定の保険契約申込書をいいます。
約款・料率等	普通保険約款、特約または保険料率（注）等をいいます。 （注）保険料率の適用規定を含みます。

第2条（保険契約の申込み）

当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次のいずれかに該当する方法により申込手続を行うことができます。

- ① 所定の保険契約申込書に、所要の事項を記載し、当会社または代理店に提出すること。
- ② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社または代理店に対し保険契約の申込みの意思を表示すること。

第3条（保険料の払込方法）

（1）保険契約者は、保険料（注）を払込期日までに、次のいずれかの手続により払い込まなければなりません。

- ① 郵便振替
- ② 銀行振込
- ③ 預金口座振替
- ④ 郵便貯金口座振替
- ⑤ 書留
- ⑥ クレジットカード払

（注）保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料とします。

（2）保険契約者は、（1）に定める手続のほか、当社が指定する保険料収納窓口を通じて、保険料（注）を払い込むことができるものとします。この場合、次条（3）の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定による保険料領収前事故に関する規定は適用されません。

（注）保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料とします。

（3）（1）および（2）の規定にかかわらず、この保険契約に保険料支払いに関する他の特約が付帯されている場合には、その保険料支払いに関する他の特約の規定によるものとします。

（4）保険料を分割して払い込む場合の第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第4条（保険責任の始期および終期）

（1）当会社の保険責任は、保険証券に記載された保険期間の初日（注1）の午前0時（注2）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注1）前条（1）から（3）までに規定する保険料が払い込まれた日の翌日以降とします。

（注2）保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻とします。

（2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（3）保険期間が始まった後でも、当社は、保険料（注）領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料とします。

第5条（保険料不払による保険契約の解除）

（1）当社は、払込期日までに保険料（注）の払込みがない場合は、保険金を支払いません。

（注）保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料とします。

（2）当社は、払込期日までに保険料（注1）の払込みがない場合（注2）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注1）保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料とします。

（注2）当社が、保険契約者に対し保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま。

第6条（保険契約の継続）

（1）継続確認日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容で継続されるものとします。以降毎回同様とします。

（2）（1）の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当社よ、継続証等を保険契約者に交付します。

（3）継続契約における当会社の保険責任は、第4条（保険責任の始期および終期）

（1）の規定にかかわらず、その保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

第7条（継続保険料の払込期日）

（1）保険契約者は、継続保険料をこの保険契約の満了する日までに払い込むものとします。

（2）（1）の規定にかかわらず、継続契約に適用される他の特約の規定により、別の払込期日が定められている場合は、その規定に従うものとします。

第8条（継続保険料払込み前の事故）

（1）払込期日までに継続保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続保険料を払込期日後1か月以内に当会社の指定する場所に払い込まなければなりません。

（2）当社は、保険契約者が払込期日後1か月を経過した日までに継続保険料を払い込んだ場合には、継続保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、第4条（保険責任の始期および終期）（3）の規定は適用しません。

(3) (2)の規定により、被保険者が、継続保険料払込み前の事故について保険金の支払を受ける前に、保険契約者は、継続保険料を当会社に払い込まなければなりません。

(4) (1)、(2) および (3) の規定にかかわらず、継続契約に適用される他の特約の規定により、保険料払込みに関する猶予規定が別に定められている場合は、その規定に従うものとします。

第9条 (解除—継続保険料不払の場合)

(1) 当社は、継続保険料の払込期日後1か月を経過した後も、継続保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。

(2) 当社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、普通保険約款第18条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第10条 (継続契約に適用される制度・料率等)

当社が、約款・料率等を改定した場合には、改定後の約款・料率等が継続契約に適用されます。

第11条 (継続確認日以後の継続契約の条件の変更)

(1) この保険契約において継続確認日以後に事故が生じた場合等、継続契約に適用すべき保険契約の条件または割引・割増を変更する必要があるときは、当社は、継続証等に記載された内容と異なる保険契約の条件または割引・割増を継続契約に適用することができるものとします。

(2) (1)の場合には、当社は、変更後の保険契約の条件を継続証等に記載し、保険契約者にあてた書面を送付することによりその旨を通知します。

第12条 (継続契約の告知義務)

(1) 第6条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの保険契約が継続された場合において、継続確認日の前後を問わず、継続証等に記載された事項および継続証等に当社が記載した事項に変更があった場合は、保険契約者、継続証等記載の被保険者は、これを当会社に告げなければなりません。

(2) (1)の告知については、普通保険約款第11条(告知義務)の規定を適用します。

第13条 (更新)

この特約の規定により、保険契約が継続された場合には、継続された契約をこの特約にいう「この保険契約」としてこの特約の規定を適用します。以後毎回同様とします。

第14条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

